

「農林土木工事共通仕様書」の改正新旧対照表

編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）
第1編 共通編	3	第1章 総則 1-1-2 用語の定義 (追加)	第1章 総則 1-1-2 用語の定義 <u>24. 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u>
	3	<u>24. 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、土木工事書類の簡素化から署名又は押印がなくても有効とされた書面はこの限りではない。</u> なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。	<u>25. 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、土木工事書類の簡素化で定められた書面及び情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</u>
	3	(付番の変更) <u>25~47</u>	(付番の変更) <u>26~48</u>
	4	<u>42. JIS規格とは、日本工業規格をいう。</u>	<u>43. JIS規格とは、日本産業規格をいう</u>
	5	1-1-7 <u>コリンズ(CORINS)への登録</u> 受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	1-1-7 <u>工事实績情報システム(コリンズ)への登録</u> 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として <u>作成した</u> 「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメールし、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。 <u>なお、受注時登録は、入札情報サービス(PPI)の入札結果に添付されている連携用XMLデータを利用して登録することが望ましい。</u> 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 <u>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</u>
	7	1-1-13 <u>施工体制台帳</u> 2. 受注者は、第1項に示す法律の定め及び「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」(平成27年4月1日改正)に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1-1-13 <u>施工体制台帳</u> 2. 受注者は、第1項に示す法律の定め及び「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」(平成31年4月1日改正)に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しに <u>施工体制台帳確認一覧表を添付して</u> 監督員に提出しなければならない。
	8	1-1-15 <u>調査・試験に対する協力</u> 5. 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく「静岡県低入札価格調査制度実施要領」の規定による調査対象者が落札した場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。 (2) 補助技術者の配置 主任技術者(監理技術者)とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同様以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同様以上の技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者(監理技術者)を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び補助技術者を兼ねることは禁止し、別紙 補助技術者通知書を提出する。	1-1-15 <u>調査・試験に対する協力</u> 5. 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく「静岡県低入札価格調査制度実施要領」の規定による調査対象者が落札した場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。 (2) 補助技術者の配置 主任技術者(監理技術者)とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同様以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同様以上の技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者(監理技術者)を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、 <u>専門技術者</u> 及び補助技術者を兼ねることは禁止し、別紙 補助技術者通知書を提出する。

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 1 編 共通編	11	<p><b>1-1-21 建設副産物</b></p> <p>7. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。<u>また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。</u>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、<u>監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>8. 建設発生土を搬入または搬出する場合には、<u>受注者は、工事の実施に際して、建設発生土情報交換システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。</u>なお、これによりがたい場合には、<u>監督職員と協議しなければならない。</u></p>	<p><b>1-1-21 建設副産物</b></p> <p>7. <u>受注者は、</u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、<u>監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>8. <u>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</u>なお、これによりがたい場合には、<u>監督職員と協議するものとする。</u></p>
	16	<p><b>1-1-30 施工管理</b></p> <p>5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合に直ちには監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p>	<p><b>1-1-30 施工管理</b></p> <p>5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、<u>影響が生じるおそれがある場合又は</u>影響が生じた場合には<u>直ちには</u>監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p>
	18	<p><b>1-1-33 工事中の安全確保</b></p> <p>13. 監督職員が、労働安全衛生法（平成 27 年 5 月改正法律第 17 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 27 年 5 月改正法律第 17 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、最新の関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>21. 受注者は、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、緊急時の体制及び対策の確認を行わなければならない。また、地震発生の可能性が相対的に高まった旨の情報である場合には、<u>工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>上記処置については、1-1-6 施工計画書の 1 項の (10) 緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>上記事実が発生した場合は、1-1-49（臨機の措置）の規定によらなければならない。</u></p> <p>22. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 21 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p>	<p><b>1-1-33 工事中の安全確保</b></p> <p>13. 監督職員が、労働安全衛生法（<u>令和元年 6 月改正法律第 37 号</u>）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、最新の関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>21. 受注者は、南海トラフ地震<u>臨時情報</u>が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、<u>状況に応じて</u>工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における上記保全措置については、1-1-6 施工計画書の第 1 項の (10) 緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>上記事実が発生した場合は、1-1-49（臨機の措置）の規定によらなければならない。</u></p> <p>(3) <u>受注者は、上記の地震に限らず震度 4 以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に報告するものとする。</u></p> <p>22. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>国土交通省、令和元年 9 月</u>）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p>
	19	<p><b>1-1-36 事故報告書</b></p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-36 事故報告書</b></p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。<u>また、国土交通省の「建設工事事故データベース（SAS）」の登録対象となる工事事故の場合、同システムに、工事事故に関する情報を登録する。</u></p>



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 1 編 共通編	19	<p><b>1-1-37 環境対策</b></p> <p>6. 受注者は、工事の施工に当たり表 1-2 に示す建設機械を使用する場合には、表 1-2 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 27 年 6 月改正法律第 50 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付け国土交通省告示第 318 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付け国総環リ第 1 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。（以下略）</p>	<p><b>1-1-37 環境対策</b></p> <p>6. 受注者は、工事の施工に当たり表 1-2 に示す建設機械を使用する場合には、表 1-2 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 29 年 5 月改正法律第 41 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付け国土交通省告示第 318 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付け国総環リ第 1 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。（以下略）</p>
	22	<p><b>1-1-39 交通安全管理</b></p> <p>12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（平成 28 年 7 月改正政令第 258 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 27 年 9 月改正法律第 76 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p><b>1-1-39 交通安全管理</b></p> <p>12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（令和元年 9 月改正政令第 109 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>
	23	<p><b>1-1-41 諸法令の遵守</b></p> <p>(1) 地方自治法（平成 30 年 3 月改正 法律第 7 号）</p> <p>(2) 建設業法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(4) 労働基準法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(5) 労働安全衛生法（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）</p> <p>(6) 作業環境測定法（平成 29 年 6 月改正 法律第 41 号）</p> <p>(7) じん肺法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(8) 雇用保険法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(10) 健康保険法（平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号）</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成 29 年 3 月改正 法律第 14 号）</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法（平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号）</p> <p>(15) 道路交通法（平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号）</p> <p>(16) 道路運送法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(17) 道路運送車両法（平成 29 年 5 月改正 法律第 40 号）</p> <p>(18) 砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号）</p> <p>(21) 海岸法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(22) 港湾法（平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号）</p> <p>(24) 漁港漁場整備法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(26) 航空法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(29) 森林法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(30) 環境基本法（平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号）</p> <p>(31) 火薬類取締法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 29 年 6 月改正 法律第 61 号）</p> <p>(38) 文化財保護法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(41) 消防法（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）</p> <p>(42) 測量法（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）</p> <p>(43) 建築基準法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(53) 船舶安全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p>	<p><b>1-1-41 諸法令の遵守</b></p> <p>(1) 地方自治法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(2) 建設業法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(4) 労働基準法（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）</p> <p>(5) 労働安全衛生法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(6) 作業環境測定法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(7) じん肺法（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）</p> <p>(8) 雇用保険法（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法（平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号）</p> <p>(10) 健康保険法（令和元年 5 月改正 法律第 9 号）</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法（令和元年 5 月改正 法律第 16 号）</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法（平成 30 年 12 月改正 法律第 102 号）</p> <p>(15) 道路交通法（令和元年 6 月改正 法律第 20 号）</p> <p>(16) 道路運送法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(17) 道路運送車両法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(18) 砂防法（平成 22 年 3 月改正 法律第 20 号）</p> <p>(21) 海岸法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）</p> <p>(22) 港湾法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(24) 漁港漁場整備法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）</p> <p>(26) 航空法（令和元年 6 月改正 法律第 38 号）</p> <p>(29) 森林法（平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号）</p> <p>(30) 環境基本法（平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号）</p> <p>(31) 火薬類取締法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(38) 文化財保護法（平成 30 年 6 月改正 法律第 42 号）</p> <p>(41) 消防法（平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号）</p> <p>(42) 測量法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(43) 建築基準法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年 5 月改正 法律第 18 号）</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号）</p> <p>(53) 船舶安全法（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）</p>

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
		(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (55) 自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号) (59) 技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (60) 漁業法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 94 号) (61) 空港法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号) (63) 厚生年金保険法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 84 号) (67) 職業安定法 (平成 29 年 3 月改正 法律第 14 号) (68) 所得税法 (平成 30 年 3 月改正 法律第 7 号) (69) 水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号) (70) 船員保険法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号) (71) 著作権法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (72) 電波法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号) (75) 農薬取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (76) 毒物及び劇物取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号) (79) 警備業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号) (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号) (80) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号) (82) 地方税法 (平成 30 年 3 月改正 法律第 7 号) (83) 農薬取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (84) 肥料取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (85) 電気工事士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) (86) 有線電気通信法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号) (87) 建築士法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) (88) 地方公共団体の関係諸条例	(54) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号) (55) 自然公園法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (59) 技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (60) 漁業法 (令和元年 5 月改正 法律第 1 号) (61) 空港法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (63) 厚生年金保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (67) 職業安定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (68) 所得税法 (令和元年 6 月改正 法律第 28 号) (69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号) (70) 船員保険法 (令和元年 5 月改正 法律第 9 号) (71) 著作権法 (令和元年 6 月改正 法律第 23 号) (72) 電波法 (令和元年 6 月改正 法律第 23 号) (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年 6 月改正 法律第 20 号) (75) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号) (76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号) (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 35 号) (79) 警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号) (82) 地方税法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (83) (削除) (83) 肥料取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (84) 電気工事士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) (85) 有線電気通信法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号) (86) 建築士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (87) 地方公共団体の関係諸条例
第 1 編 共通編	27	<b>1-1-45 提出書類</b> 4. 受注者は、「工事完成図書の電子納品等要領」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品に当たっては、「静岡県電子納品運用ガイドライン」により監督員と協議のうえ電子化の範囲を決定しなければならない。	<b>1-1-45 提出書類</b> 4. 受注者は、「工事完成図書の電子納品等要領」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品に当たっては、「 <a href="#">静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン</a> 」により監督員と協議のうえ電子化の範囲を決定しなければならない。
	28	<b>1-1-47 特許権等</b> 3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成 28 年 5 月改正法律第 51 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	<b>1-1-47 特許権等</b> 3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（ <a href="#">令和元年 6 月改正法律第 23 号第 2 条第 1 項第 1 号</a> ）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。
	29	<b>1-1-55 県産木材の使用</b> 2. 受注者は、施工計画書の主要資材の項目欄に木材の購入業者名を記載し監督員に提する。	<b>1-1-55 県産木材の使用</b> 2. 受注者は、施工計画書の主要資材の項目欄に木材の購入業者名を記載し監督員に <a href="#">提示</a> する。
	32	<b>第 2 章 土工</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月)	<b>第 2 章 土工</b> <b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> <a href="#">日本道路協会</a> <a href="#">道路土工構造物技術基準・同解説</a> (平成 29 年 3 月)



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 1 編 共通編	38	2-4-1 一般事項 3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締め固めと排水工の施工を行わなければならない。なお構造物取付け部の範囲は、「 <u>道路示方書・同解説IV下部構造編 7,9 橋台背面アプローチ部</u> 」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）及び「 <u>道路土工 盛土工方針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造</u> 」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）を参考とする。	2-4-1 一般事項 3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締め固めと排水工の施工を行わなければならない。なお構造物取付け部の範囲は、「 <u>道路橋示方書・同解説IV下部構造編 7,9 橋台背面アプローチ部</u> 」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）及び「 <u>道路土工 盛土工方針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造</u> 」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）を参考とする。
	44	第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート 第 1 節 適用 3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「 <u>コンクリート標準示方書（施工編）</u> 」（土木学会、平成 25 年度 3 月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 4. 受注者は、コンクリートの使用に当たって「 <u>アルカリ骨材反応抑制対策について</u> 」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成 14 年 7 月 31 日）及び「 <u>アルカリ骨材反応抑制対策について</u> 」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省湾岸局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成 14 年 7 月 31 日）を遵守しアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート 第 1 節 適用 3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「 <u>コンクリート標準示方書（施工編）</u> 」（土木学会、 <u>平成 30 年 3 月</u> ）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 4. 受注者は、コンクリートの使用に当たって「 <u>アルカリ骨材反応抑制対策について</u> 」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成 14 年 7 月 31 日）及び「 <u>アルカリ骨材反応抑制対策について</u> 」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省湾岸局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成 14 年 7 月 31 日）を遵守しアルカリ <u>シリカ</u> 反応抑制対策の適合を確かめなければならない。
	44	第 2 節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <u>（平成 25 年 3 月）</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <u>（平成 25 年 3 月）</u> 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 <u>（平成 21 年 9 月）</u>	第 2 節 適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） <u>（平成 30 年 3 月）</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） <u>（平成 30 年 3 月）</u> 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 <u>（平成 29 年 9 月）</u>
	44	(追加)	<u>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）</u>
	44	(追加)	<u>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年 3 月）</u>
	44	(追加)	<u>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成 30 年 6 月）</u>
	44	(追加)	<u>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成 30 年 6 月）</u>
	44	(追加)	<u>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 31 年 1 月）</u>
	45	3. 受注者は、農林土木工事においては、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3. 受注者は、農林土木工事においては、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ <u>シリカ</u> 反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
	47	3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 1. 計量装置 (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書に記載しなければならない。	3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 1. 計量装置 (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書に記載しなければならない。 <u>また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。</u>

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 1 編 共通編	47	2. 材料の計量 (3) <u>計量誤差</u> は、1 回計量分に対し、「表 3-2 計量の許容誤差」の値以下とする。	2. 材料の計量 (3) <u>計量値の許容差</u> は、1 回計量分に対し、「表 3-2 <u>計量値の許容差</u> 」の値以下とする。
	47	(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表 3-2 材料の計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。	(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その <u>計量値の許容差</u> は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表 3-2 計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。
	47	表 3-2 <u>計量の許容誤差</u>	表 3-2 <u>計量値の許容差</u>
	49	3-6-4 打 設 12. 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは、1.5m 以下とするものとする。	3-6-4 打 設 12. 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの <u>自由落下</u> 高さは、1.5m 以下とするものとする。
	50	16. 受注者は、コンクリート打上に伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取除かなければならない。	(削除)
	50	(付番の変更) <u>17~21</u>	(付番の変更) <u>16~20</u>
	50	3-6-5 締 固 め 2. 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	3-6-5 締 固 め 2. 受注者は、コンクリートが <u>鋼材</u> の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。
	50	3-6-6 沈下ひび割れに対する措置 2. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように <u>注意</u> して行わなければならない。	3-6-6 沈下ひび割れに対する措置 2. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように <u>適切な時期</u> に行わなければならない。
	50	3-6-7 打 継 目 1. 打継目の位置及び構造は、 <u>図面</u> の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず <u>図面</u> で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	3-6-7 打 継 目 1. 打継目の位置及び構造は、 <u>設計図書</u> の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず <u>設計図書</u> で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の <u>性能を損なわない</u> ように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。
	51	2. 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の <u>圧縮力</u> の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	2. 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、 <u>PC 鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け</u> 、打継面を部材に <u>圧縮力</u> が作用する方向と直角になるよう施工することを <u>原則とする</u> 。
	51	3. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。	3. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝の <u>凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする</u> 。また、これらの対策は、 <u>所要の性能を満足することを照査した上で実施する</u> 。
	51	8. <u>伸縮継目の目地</u> の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は 1cm、施工間隔 10m 程度とする。	8. <u>伸縮目地</u> の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は 1cm、施工間隔 10m 程度とする。

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 1 編 共通編	53	<p><b>3-6-9 養生</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p>	<p><b>3-6-9 養生</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、<u>その部位に応じた適切な方法により</u>養生しなければならない。</p>
	53	<p>2. 受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後、<u>露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定に当たっては、その効果を確認し、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 3-3 を標準とする。</u></p>	<p>2. 受注者は、<u>打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 3-3 を標準とする。</p> <p><u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表 3-3 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</u></p>
	54	<p><b>3-7-3 加工</b></p> <p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成 25 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>3-7-3 加工</b></p> <p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準 7 編第 2 章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成 30 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>
	55	<p><b>3-7-4 組立て</b></p> <p>2. 受注者は、<u>図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</u>なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm 以上のなまし鉄線、又はクリップで緊結し、<u>鉄筋が移動しないようにしなければならない。</u>また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p>	<p><b>3-7-4 組立て</b></p> <p>受注者は、<u>配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</u>なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm 以上の焼なまし鉄線、又はクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、<u>使用した焼きなまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。</u>また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>(3) <u>受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u></p>
	55	<p><b>3-7-5 継手</b></p> <p>2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm 以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針〔改訂版〕H15, 11 土木学会」によりコンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85%として求めてよい。</p>	<p><b>3-7-5 継手</b></p> <p>2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm 以上の<u>焼</u>なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針〔改訂版〕H15, 11 土木学会」によりコンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85%として求めてよい。</p>
	56	<p>3. 受注者は、<u>設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。</u>また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、<u>原則、</u>継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。<u>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</u></p>
	56	<p>5. 受注者は、将来の<u>継ぎたし</u>のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等を<u>うけないようにこれを保護</u>しなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、将来の<u>継足し</u>のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等<u>から</u>これを保護しなければならない。</p>



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）																																																				
第 1 編 共通編	56	3-7-6 ガス圧接 4. 受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	3-7-6 ガス圧接 4. 受注者は、 <u>圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削する</u> とともに、さび、 <u>油脂</u> 、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。																																																				
	56	5. 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし、周辺の <u>すき間</u> は 2mm 以下とする。	5. 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし、周辺の <u>すきま</u> は 2mm 以下とする。																																																				
	56	6. 受注者は、降雪雨又は、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <u>遮へいした場合は作業を行うことができる。</u>	6. 受注者は、降雪雨又は、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <u>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。</u>																																																				
	59	<p style="text-align: center;">表3-4 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	<p style="text-align: center;">表3-4 寒中コンクリートの<u>温度制御</u>養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日
型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類																																																					
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																			
(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																																			
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																			
(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																																			
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																			
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																					
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																			
(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	5℃	9 日	5 日	12 日																																																			
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																			
(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5℃	4 日	3 日	5 日																																																			
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																			
	59	3-11-2 施 工 5. 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	3-11-2 施 工 5. 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 <u>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</u> 型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。																																																				
	61	3-13-3 コンクリートの製造 3. 材料の計量 (2) <u>計量誤差</u> は、1 バッチ計量分に対し、「表 3-5 <u>計量の許容誤差</u> (水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。	3-13-3 コンクリートの製造 3. 材料の計量 (2) <u>計量値の許容差</u> は、1 バッチ計量分に対し、「表 3-5 <u>計量値の許容差</u> (水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。																																																				
	62	表 3-5 <u>計量の許容誤差</u> (水中不分離性コンクリート)	表 3-5 <u>計量値の許容差</u> (水中不分離性コンクリート)																																																				
	62	3-13-4 運搬打設 3. 打設 (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。	3-13-4 運搬打設 3. 打設 (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。 <u>やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50cm を超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u>																																																				



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 2 編 材料編	16	<p>第 2 章 土木工事材料</p> <p>2-5-7 溶接材料</p> <p>JIS Z 3211（軟鋼、<u>強張力鋼</u>及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）</p> <p><u>JIS Z 3212（高張力鋼用被覆アーク溶接棒）</u></p> <p>JIS Z 3312（軟鋼、<u>強張力鋼</u>及び低温用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ）</p> <p>JIS Z 3321（溶接用ステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び<u>鋼帯</u>）</p> <p>JIS Z 3352（サブマージアーク溶接フラックス）</p>	<p>第 2 章 土木工事材料</p> <p>2-5-7 溶接材料</p> <p>JIS Z 3211（軟鋼、<u>高張力鋼</u>及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>JIS Z 3312（軟鋼、<u>高張力鋼</u>及び<u>低温用鋼用</u>マグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ）</p> <p>JIS Z 3321（溶接用ステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び<u>鋼帯</u>）</p> <p>JIS Z 3352（サブマージアーク溶接<u>及びエレクトロスラグ溶接用</u>フラックス）</p>
	20	<p>2-6-1 一般事項</p> <p>4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。または湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>	<p>2-6-1 一般事項</p> <p>4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。または湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p>
	20	<p>7. 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異状を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。</p>	<p>7. 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異状を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p>
	20	<p>9. 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>	<p>9. 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p>
	22	<p>2-6-3 混和材料</p> <p>5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2013 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会平成 25 年 11 月）の規格に適合するものとする。</p>	<p>2-6-3 混和材料</p> <p>5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会平成 30 年 10 月）の規格に適合するものとする。</p>
	22	<p>2-7-1 一般事項</p> <p>2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（C1-）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは 0.30kg/m<sup>3</sup> 以下とするものとする。なお、受注者はこれを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって、「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>2-7-1 一般事項</p> <p>2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（C1-）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは 0.30kg/m<sup>3</sup> 以下とするものとする。なお、受注者はこれを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって、「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。</p>
	26	<p>2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成 28 年 11 月改正 政令第 343 号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-28、表 2-29、表 2-30 の規格に適合するものとする。</p>	<p>2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年 6 月改正政令第 19 号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-28、表 2-29、表 2-30 の規格に適合するものとする。</p>
	29	<p>2-12-1 道路標識</p> <p>標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標識板</p>	<p>2-12-1 道路標識</p> <p><u>標示板</u>、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) <u>標示板</u></p>

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	1	<p>第 2 章 土木工事材料</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>日本道路橋協会 鋼道路橋防食便覧 (昭和 26 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 23 年 3 月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（規準編） (平成 25 年 11 月)</p>	<p>第 2 章 土木工事材料</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (昭和 26 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 31 年 3 月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 29 年 6 月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（規準編） (平成 30 年 10 月)</p>
	2	<p>1-3-2 材料</p> <p>4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、<u>亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板および鋼帯）構造用（Z27）の 275g/m<sup>2</sup>（両面付着量）以上とし、防錆を施さなければならない。</u>ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。</p>	<p>1-3-2 材料</p> <p>4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 溶融亜鉛メッキ仕上げの場合は、<u>めっき付着量を両面で 275g/m<sup>2</sup>以上とし、防錆を施さなければならない。</u>ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。</p>
	3	(追加)	<p>(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</p> <p>① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</p> <p>② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</p> <p>③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p>
	3	<p>5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、<u>亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種（H D Z 55）の 550g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく 2 種（H D Z 35）の 350g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）以上としなければならない。</u></p>	<p>5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、<u>めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種（H D Z 55）の 550g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく 2 種（H D Z 35）の 350g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）以上としなければならない。</u></p>
	3	<p>6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。</p> <p>(1) 反射体</p> <p>② 受注者は、色が白色又は橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p>白色 <math>0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x</math>  <math>0.50 \geq x \geq 0.41</math></p> <p>橙色 <math>0.44 \geq y \geq 0.39</math>  <math>y \geq 0.99-x</math></p> <p>ただし、x、y は JIS Z 8781-3（測色—第三部：CIE 三刺激値）の色度座標である。</p>	<p>6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。</p> <p>(1) 反射体</p> <p>② 受注者は、色が白色又は橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p>白色 <math>0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x</math>  <math>0.50 \geq x \geq 0.41</math></p> <p>橙色 <math>0.44 \geq y \geq 0.39</math>  <math>y \geq 0.99-x</math></p> <p>ただし、x、y は JIS Z 8781-3（測色—第 3 部：CIE 三刺激値）の色度座標である。</p>
	7	<p>1-3-6 小型標識工</p> <p>10. 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工する表示板については、基板の端部を円弧に切断し、<u>グライ</u> <u>ンダ</u>などで表面を滑らかにしなければならない。</p>	<p>1-3-6 小型標識工</p> <p>10. 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工する表示板については、基板の端部を円弧に切断し、<u>グライ</u> <u>ンダ</u>などで表面を滑らかにしなければならない。</p>
	10	<p>1-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）</p> <p>2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。</p> <p>② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後 2 時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は 1 時間当たり 15 度以下とし、養生中の温度は 65 度以下として製作されたもの。</p>	<p>1-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）</p> <p>2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。</p> <p>② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後 2 時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は 1 時間当たり 15 度以下とし、養生中の温度は 65 度以下として製作されたもの。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u></p>

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	10	1-3-13 ポストテンション桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。 (追加)	1-3-13 ポストテンション桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。 <u>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u>
	11	4. グラウトの施工については、以下の規定による。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。 ① グラウトに用いるセメントは JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	4. グラウトの施工については、以下の規定による。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。 ① グラウトに用いるセメントは JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。
	12	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも 3 日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも 3 日間、+5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。
	12	7. プレグラウト PC 鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。 (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC 鋼材を防食するとともに、部材コンクリートと PC 鋼材とを付着により一体化しなければならない。 (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。 (4) プレグラウト PC 鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。	7. プレグラウトされた PC 鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。 (2) 使用する樹脂又はグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC 鋼材を防食するとともに、コンクリート部材と PC 鋼材とを付着により一体化しなければならない。 (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。 (4) プレグラウトされた PC 鋼材として(1)から(3)を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。
	12	1-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立ての施工については、以下の規定による。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 1-8 に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものを使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成 25 年 11 月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立ての施工については、以下の規定による。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものを使用してはならない。 <u>また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。</u> これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 <u>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</u> なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成 30 年 10 月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。



編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）																																				
第3編 土木工事 共通編	13	<p style="text-align: center;">表1-8 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化接着剤</td> <td>外観</td> <td>—</td> <td rowspan="4">春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10<sup>4</sup>～10×10<sup>4</sup></td> </tr> <tr> <td>可使用時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>密度</td> <td>g/cm<sup>3</sup></td> <td rowspan="5">20±2℃</td> <td rowspan="5">20 ± 2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 可使用時間は、練りませからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。  [注2] だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ1mm塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。  [注3] 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。</p>	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化接着剤	外観	—	春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—	粘度	MPa・s	1×10 <sup>4</sup> ～10×10 <sup>4</sup>	可使用時間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	硬化した接着剤	密度	g/cm <sup>3</sup>	20±2℃	20 ± 2℃ 7日間	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上	(削除)
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																			
未硬化接着剤	外観	—	春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—																																			
	粘度	MPa・s			1×10 <sup>4</sup> ～10×10 <sup>4</sup>																																		
	可使用時間	時間			2以上																																		
	だれ最小厚さ	mm			0.3以上																																		
硬化した接着剤	密度	g/cm <sup>3</sup>	20±2℃	20 ± 2℃ 7日間																																			
	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>			12.5以上																																		
	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>			50.0以上																																		
	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>			12.5以上																																		
	接着強さ	N/mm <sup>2</sup>			6.0以上																																		
	13	(3) プレキャストブロックの <u>接合</u> に当たって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。 (4) プレキャストブロックを <u>接合</u> する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	(3) プレキャストブロックの <u>連結</u> に当たって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。 (4) プレキャストブロックを <u>連結</u> する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。																																				
	14	<b>1-3-17 現場継手工</b> 1. 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を <u>表1-9</u> に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。 (2) 接触面を塗装する場合は、 <u>表1-10</u> に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	<b>1-3-17 現場継手工</b> 1. 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を <u>表1-8</u> に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。 (2) 接触面を塗装する場合は、 <u>表1-9</u> に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。																																				
	14	<u>表1-9</u> すべり係数	<u>表1-8</u> すべり係数																																				
	14	<u>表1-10</u> 無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	<u>表1-9</u> 無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件																																				
	15	4. 締付けボルト軸力については以下の規定によるものとする。 (2) 摩擦接合ボルトを、 <u>表1-11</u> に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。	4. 締付けボルト軸力については以下の規定によるものとする。 (2) 摩擦接合ボルトを、 <u>表1-10</u> に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。																																				

編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）																																							
第3編 土木工事 共通編	15	<p>表1-11 設計ボルト軸力(kN)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	<p>表1-10 設計ボルト軸力(kN)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	S14T	M22	299	M24	349
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																								
F8T B8T	M20	133																																								
	M22	165																																								
	M24	192																																								
F10T S10T B10T	M20	165																																								
	M22	205																																								
	M24	238																																								
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																								
F8T B8T	M20	133																																								
	M22	165																																								
	M24	192																																								
F10T S10T B10T	M20	165																																								
	M22	205																																								
	M24	238																																								
S14T	M22	299																																								
	M24	349																																								
	15	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表1-12及び表1-13に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表1-11及び表1-12に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。																																							
	15	<p>表1-12 常温時(10℃～30℃)の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172～202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212～249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247～290</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172～202	M22	212～249	M24	247～290	<p>表1-11 常温時(10℃～30℃)の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172～202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212～249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247～290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>311～373</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>363～435</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172～202	M22	212～249	M24	247～290	S14T	M22	311～373	M24	363～435														
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																								
S10T	M20	172～202																																								
	M22	212～249																																								
	M24	247～290																																								
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																								
S10T	M20	172～202																																								
	M22	212～249																																								
	M24	247～290																																								
S14T	M22	311～373																																								
	M24	363～435																																								
	15	<p>表1-13 常温時以外の(0℃～10℃、30℃～60℃)の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167～211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207～261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241～304</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167～211	M22	207～261	M24	241～304	<p>表1-12 常温時以外の(0℃～10℃、30℃～60℃)の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167～211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207～261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241～304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299～391</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349～457</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167～211	M22	207～261	M24	241～304	S14T	M22	299～391	M24	349～457														
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																								
S10T	M20	167～211																																								
	M22	207～261																																								
	M24	241～304																																								
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																								
S10T	M20	167～211																																								
	M22	207～261																																								
	M24	241～304																																								
S14T	M22	299～391																																								
	M24	349～457																																								
	15	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表1-14に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表1-13に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。																																							
	16	表1-14 耐力点法による締付けボルト軸力の平均値	表1-13 耐力点法による締付けボルト軸力の平均値																																							

編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）
第3編 土木工事 共通編	19	1-3-23 現場塗装工 9. 受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、 <u>表1-15</u> に示すとおりである。	1-3-23 現場塗装工 9. 受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、 <u>表1-14</u> に示すとおりである。
	20	<u>表1-15</u> 塗装禁止条件	<u>表1-14</u> 塗装禁止条件
	22	1-3-24 かごマット工 1. かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、図面及び以下による。	1-3-24 かごマット工 1. かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（ <u>国土交通省、平成21年4月</u> ）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、図面及び以下による。
	23	<u>表1-16</u> 要求性能の確認方法 [注1] <u>表1-16</u> の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（ <u>表1-18</u> ）を行うものとする。	<u>表1-15</u> 要求性能の確認方法 [注1] <u>表1-15</u> の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（ <u>表1-17</u> ）を行うものとする。
	24	6. 連結の方法はコイル式とし <u>表1-17</u> のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	6. 連結の方法はコイル式とし <u>表1-16</u> のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。
	24	<u>表1-17</u> 連結コイル線	<u>表1-16</u> 連結コイル線
	24	<u>表1-18</u> 線材の品質管理試験の内容	<u>表1-17</u> 線材の品質管理試験の内容
	26	1-4-4 既製杭工 11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、 <u>杭先端部及び杭周辺地盤を乱さない</u> ように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。	1-4-4 既製杭工 11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、 <u>杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留める</u> ように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。
	27	16. 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うに当たり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。 また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、 <u>貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げ</u> なければならない。	16. 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うに当たり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。 また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、 <u>セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げ</u> なければならない。
	28	21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼坑の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 (7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、 <u>表1-19</u> の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼坑の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 (7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、 <u>表1-18</u> の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。
28	<u>表1-19</u> 現場円周溶接部の目違いの許容値	<u>表1-18</u> 現場円周溶接部の目違いの許容値	
28	(8) 受注者は、鋼管杭及びH鋼坑の溶接完了後、溶接箇所について欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、 <u>グラインダー</u> 又は <u>ガウジング</u> などで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	(8) 受注者は、鋼管杭及びH鋼坑の溶接完了後、溶接箇所について欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、 <u>グラインダ</u> 又は <u>ガウジング</u> などで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）																																																
第 3 編 土木工事 共通編	29	<p>25. 受注者は、前各項に定めるほか次の各号により施工しなければならない。</p> <p>(7) 既製杭工の21項の (8) については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ビット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について確認しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。</p> <p>補修方法は、表1-20に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は監督員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修に当たっては、必要により予熱等を行なうものとする。</p>	<p>25. 受注者は、前各項に定めるほか次の各号により施工しなければならない。</p> <p>(7) 既製杭工の21項の (8) については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ビット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について確認しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。</p> <p>補修方法は、表1-19に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は監督員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修に当たっては、必要により予熱等を行なうものとする。</p>																																																
	30	<p style="text-align: center;"><b>表1-20 欠陥の補修方法</b></p> <table border="1" data-bbox="371 646 1394 1537"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの</td> <td>表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、<u>グラインダー</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>2 鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの</td> <td>アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、<u>グラインダー</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>3 鋼材端面の層状われ</td> <td>板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、<u>グラインダー</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>4 アートストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち<u>グラインダー</u>仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは<u>グラインダー</u>仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>5 仮付け溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>7 溶接ビード表面のビット</td> <td>アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>8 オーバーラップ</td> <td><u>グラインダー</u>で削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>9 溶接ビード表面の凹凸</td> <td><u>グラインダー</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>10 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、<u>グラインダー</u>仕上げのみ、又はビード溶接後、<u>グラインダー</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>11 スタッド溶接の欠陥</td> <td>ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	欠陥の種類	補修方法	1 鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、 <u>グラインダー</u> 仕上げする。	2 鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、 <u>グラインダー</u> 仕上げする。	3 鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、 <u>グラインダー</u> 仕上げする。	4 アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち <u>グラインダー</u> 仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは <u>グラインダー</u> 仕上げのみでよい	5 仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。	6 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	7 溶接ビード表面のビット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。	8 オーバーラップ	<u>グラインダー</u> で削りを整形する。	9 溶接ビード表面の凹凸	<u>グラインダー</u> 仕上げする。	10 アンダーカット	程度に応じて、 <u>グラインダー</u> 仕上げのみ、又はビード溶接後、 <u>グラインダー</u> 仕上げする。	11 スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。	<p style="text-align: center;"><b>表1-19 欠陥の補修方法</b></p> <table border="1" data-bbox="1626 646 2650 1537"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの</td> <td>表面は<u>グラインダ</u>仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、<u>グラインダ</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>2 鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの</td> <td>アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、<u>グラインダ</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>3 鋼材端面の層状われ</td> <td>板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、<u>グラインダ</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>4 アートストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち<u>グラインダ</u>仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは<u>グラインダ</u>仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>5 仮付け溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>7 溶接ビード表面のビット</td> <td>アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>8 オーバーラップ</td> <td><u>グラインダ</u>で削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>9 溶接ビード表面の凹凸</td> <td><u>グラインダ</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>10 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、<u>グラインダ</u>仕上げのみ、又はビード溶接後、<u>グラインダ</u>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>11 スタッド溶接の欠陥</td> <td>ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	欠陥の種類	補修方法	1 鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面は <u>グラインダ</u> 仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、 <u>グラインダ</u> 仕上げする。	2 鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、 <u>グラインダ</u> 仕上げする。	3 鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、 <u>グラインダ</u> 仕上げする。	4 アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち <u>グラインダ</u> 仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは <u>グラインダ</u> 仕上げのみでよい	5 仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。	6 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	7 溶接ビード表面のビット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。	8 オーバーラップ	<u>グラインダ</u> で削りを整形する。	9 溶接ビード表面の凹凸	<u>グラインダ</u> 仕上げする。	10 アンダーカット	程度に応じて、 <u>グラインダ</u> 仕上げのみ、又はビード溶接後、 <u>グラインダ</u> 仕上げする。	11 スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。
欠陥の種類	補修方法																																																		
1 鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、 <u>グラインダー</u> 仕上げする。																																																		
2 鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、 <u>グラインダー</u> 仕上げする。																																																		
3 鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、 <u>グラインダー</u> 仕上げする。																																																		
4 アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち <u>グラインダー</u> 仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは <u>グラインダー</u> 仕上げのみでよい																																																		
5 仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。																																																		
6 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																		
7 溶接ビード表面のビット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。																																																		
8 オーバーラップ	<u>グラインダー</u> で削りを整形する。																																																		
9 溶接ビード表面の凹凸	<u>グラインダー</u> 仕上げする。																																																		
10 アンダーカット	程度に応じて、 <u>グラインダー</u> 仕上げのみ、又はビード溶接後、 <u>グラインダー</u> 仕上げする。																																																		
11 スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。																																																		
欠陥の種類	補修方法																																																		
1 鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面は <u>グラインダ</u> 仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、 <u>グラインダ</u> 仕上げする。																																																		
2 鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、 <u>グラインダ</u> 仕上げする。																																																		
3 鋼材端面の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、 <u>グラインダ</u> 仕上げする。																																																		
4 アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち <u>グラインダ</u> 仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは <u>グラインダ</u> 仕上げのみでよい																																																		
5 仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。																																																		
6 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																		
7 溶接ビード表面のビット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。																																																		
8 オーバーラップ	<u>グラインダ</u> で削りを整形する。																																																		
9 溶接ビード表面の凹凸	<u>グラインダ</u> 仕上げする。																																																		
10 アンダーカット	程度に応じて、 <u>グラインダ</u> 仕上げのみ、又はビード溶接後、 <u>グラインダ</u> 仕上げする。																																																		
11 スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。																																																		
	31	<p><b>1-4-5 場所打杭工</b></p> <p>9. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、わん曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。</p>	<p><b>1-4-5 場所打杭工</b></p> <p>9. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、わん曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で<u>取り付け</u>なければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に<u>対して</u>500～700mmの間隔で設置するものとする。</p>																																																

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	31	11. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	11. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を <b>構造設計上考慮する鉄筋に対して</b> 行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。
	32	1-4-6 深礎工 6. 受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	1-4-6 深礎工 6. 受注者は、深礎工において鉄筋を <b>組み立てる</b> 場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に <b>組み立てる</b> とともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を <b>構造設計上考慮する鉄筋に対して</b> 行ってはならない。
	33	16. グラウトモルタル 1m <sup>3</sup> 当りの示方配合は表 1-21 を標準とする。	16. グラウトモルタル 1m <sup>3</sup> 当りの示方配合は <b>表 1-20</b> を標準とする。
	33	<b>表 1-21</b> グラウトモルタルの配合比	<b>表 1-20</b> グラウトモルタルの配合比
	35	1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工 8. 受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工 8. 受注者は、 <b>中埋め</b> コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。
	35	9. 受注者は、 <b>中埋</b> コンクリートを施工するに当たり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの <b>中埋</b> コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後 24 時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	9. 受注者は、 <b>中埋め</b> コンクリートを施工するに当たり、 <b>作業室内</b> の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの <b>中埋め</b> コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後 24 時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。
	36	1-4-9 鋼管矢板基礎工 11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 (7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、 <b>表 1-22</b> の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	1-4-9 鋼管矢板基礎工 11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 (7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、 <b>表 1-21</b> の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。
	36	<b>表 1-22</b> 現場円周溶接部の目違いの許容値	<b>表 1-21</b> 現場円周溶接部の目違いの許容値
	36	(8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無の確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所を <b>グラインダー</b> 又は <b>ガウジング</b> などで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。	(8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無の確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所を <b>グラインダ</b> 又は <b>ガウジング</b> などで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。
	37	13. 受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、 <b>トランシット</b> で 2 方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	13. 受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し <b>て</b> 2 方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。
	41	1-6-2 材料 1. 舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第 1 編 1-6-3 アスファルト舗装の材料、1-6-4 コンクリート舗装の材料の規定による。	1-6-2 材料 1. 舗装工で使用する材料については、第 1 編 1-6-3 アスファルト舗装の材料、1-6-4 コンクリート舗装の材料の規定による。

編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）
第3編 土木工事 共通編	42	1-6-3 アスファルト舗装の材料 5. 下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、 <u>表1-23</u> の規格に適合するものとする。	1-6-3 アスファルト舗装の材料 5. 下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、 <u>表1-22</u> の規格に適合するものとする。
	42	<u>表1-23</u> 下層路盤の品質規格	<u>表1-22</u> 下層路盤の品質規格
	43	6. 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。 (1) 粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、又は、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、 <u>表1-24</u> 、 <u>表1-25</u> 、 <u>表1-26</u> の規格に適合するものとする。	6. 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。 (1) 粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、又は、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、 <u>表1-23</u> 、 <u>表1-24</u> 、 <u>表1-25</u> の規格に適合するものとする。
	43	<u>表1-24</u> 上層路盤の品質規格	<u>表1-23</u> 上層路盤の品質規格
	43	<u>表1-25</u> 上層路盤材料の品質規格	<u>表1-24</u> 上層路盤材料の品質規格
	44	<u>表1-26</u> 上層路盤の品質規格	<u>表1-25</u> 上層路盤の品質規格
	44	(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、 <u>表1-27</u> の規格に適合するものとする。	(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、 <u>表1-26</u> の規格に適合するものとする。
	44	<u>表1-27</u> 粒度調整路盤材の粒度範囲	<u>表1-26</u> 粒度調整路盤材の粒度範囲
	44	8. 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は <u>表1-28</u> 、 <u>表1-29</u> の規格に適合するものとする。	8. 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は <u>表1-27</u> 、 <u>表1-28</u> の規格に適合するものとする。
	45	<u>表1-28</u> 鉄鋼スラグの品質規格	<u>表1-27</u> 鉄鋼スラグの品質規格
	45	<u>表1-29</u> アスファルトコンクリート再生骨材の品質	<u>表1-28</u> アスファルトコンクリート再生骨材の品質
	45	12. 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	12. 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（ <u>日本道路協会、平成22年11月</u> ）による。
	46	18. <u>表1-30</u> 、 <u>1-31</u> に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	18. <u>表1-29</u> 、 <u>表1-30</u> に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。
	47	<u>表1-30</u> マーシャル安定度試験基準値	<u>表1-29</u> マーシャル安定度試験基準値
	48	<u>表1-31</u> アスファルト混合物の種類と粒度範囲	<u>表1-30</u> アスファルト混合物の種類と粒度範囲
	48	22. プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は <u>表1-32</u> による。	22. プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は <u>表1-31</u> による。
	48	<u>表1-32</u> プラントにおける品質管理項目と頻度	<u>表1-31</u> プラントにおける品質管理項目と頻度



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	50	<p>1-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>3. 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、<u>表 1-33</u> の規格による。</p> <p>ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。</p>	<p>1-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>3. 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、<u>表 1-32</u> の規格による。</p> <p>ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。</p>
	50	<u>表 1-33</u> 安定処理路盤の品質規格	<u>表 1-32</u> 安定処理路盤の品質規格
	51	<p>4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、<u>表 1-34</u> に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とするものとする。</p>	<p>4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、<u>表 1-33</u> に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とするものとする。</p>
	51	<u>表 1-34</u> マーシャル安定度試験基準値	<u>表 1-33</u> マーシャル安定度試験基準値
	53	<p>5. 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、舗設に先立って、(1) 号で決定した加熱アスファルト混合物について混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が<u>表 1-33</u> に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度又は、アスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による配合設計決定表（施工管理基準に基づく様式 11-3）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る）の提出により、監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p>	<p>5. 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、舗設に先立って、(1) 号で決定した加熱アスファルト混合物について混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が<u>表 1-32</u> に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度又は、アスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による配合設計決定表（施工管理基準に基づく様式 11-3）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去 1 年以内のものに限る）の提出により、監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p>
	55	<p>1-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 半たわみ性舗装工の施工に当たっては、「舗装施工便覧第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「舗装施工便覧 第 5 章及び第 6 章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第 10 章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成 4 年 12 月）の規定、「舗装再生便覧第 2 章 2-7 施工」（日本道路協会、平成 25 年 12 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 半たわみ性舗装工の施工に当たっては、「舗装施工便覧第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「舗装施工便覧 第 5 章及び第 6 章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第 10 章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成 4 年 12 月）の規定、「舗装再生便覧第 2 章 2-7 施工」（日本道路協会、平成 22 年 11 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>
	55	<p>1-6-9 排水性舗装工</p> <p>2. 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第 7 章ポーラスアスファルト混合物の施工、第 9 章 9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「舗装再生便覧 2-7 施工」（日本道路協会、平成 25 年 12 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルト H 型とし、<u>表 1-35</u> の標準的性状を満足するものでなければならない。</p>	<p>1-6-9 排水性舗装工</p> <p>2. 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第 7 章ポーラスアスファルト混合物の施工、第 9 章 9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「舗装再生便覧 <u>第 2 章 2-7 施工</u>」（日本道路協会、平成 22 年 11 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルト H 型とし、<u>表 1-34</u> の標準的性状を満足するものでなければならない。</p>
	56	<u>表 1-35</u> ポリマー改質アスファルト H 型の標準的性状	<u>表 1-34</u> ポリマー改質アスファルト H 型の標準的性状
	56	<p>4. タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、<u>表 1-36</u> の標準的性状を満足するものでなければならない。</p>	<p>4. タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、<u>表 1-35</u> の標準的性状を満足するものでなければならない。</p>
	56	<u>表 1-36</u> アスファルト乳剤の標準的性状	<u>表 1-35</u> アスファルト乳剤の標準的性状
	57	<p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合は<u>表 1-37</u> を標準とし、<u>表 1-38</u> に示す目標値を満足するように決定する。</p>	<p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合は<u>表 1-36</u> を標準とし、<u>表 1-37</u> に示す目標値を満足するように決定する。</p>

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	57	表 1-37 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	表 1-36 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲
	57	表 1-38 ポーラスアスファルト混合物の目標値	表 1-37 ポーラスアスファルト混合物の目標値
	58	1-6-10 透水性舗装工 1. 透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第 7 章ポーラスアスファルト舗装工、第 3 編 1-6-7 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1-6-10 透水性舗装工 1. 透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第 7 章ポーラスアスファルト舗装工、第 9 章 9-3-2 透水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）、第 3 編 1-6-7 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
	58	1-6-11 グースアスファルト舗装工 5. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第 9 章 9-4-2 グースアスファルト舗装の規定による。	1-6-11 グースアスファルト舗装工 5. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第 9 章 9-4-2 グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定による。
	58	6. 接着剤の塗布に当たっては、以下の規定による。 (2) 接着剤の規格は表 1-39、表 1-40 を満足するものでなければならない。	6. 接着剤の塗布に当たっては、以下の規定による。 (2) 接着剤の規格は表 1-38、表 1-39 を満足するものでなければならない。
	59	表 1-39 接着剤の規格（鋼床版用）	表 1-38 接着剤の規格（鋼床版用）
	59	表 1-40(1) 接着剤の規格（コンクリート床版用）	表 1-39(1) 接着剤の規格（コンクリート床版用）
	59	表 1-40(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	表 1-39(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質
	60	8. グースアスファルトの示方配合は、以下の規定による。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表 1-41 に適合するものとする。	8. グースアスファルトの示方配合は、以下の規定による。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表 1-40 に適合するものとする。
	60	表 1-41 骨材の標準粒度範囲	表 1-40 骨材の標準粒度範囲
	60	(2) 標準アスファルト量の規格は表 1-42 に適合するものとする。	(2) 標準アスファルト量の規格は表 1-41 に適合するものとする。
	60	表 1-42 標準アスファルト量	表 1-41 標準アスファルト量
	60	9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 (1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 1-43 の基準値を満足するものでなければならない。	9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 (1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 1-42 の基準値を満足するものでなければならない。
	60	表 1-43 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	表 1-42 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値
	61	11. 混合物の製造に当たっては、以下の規定による。 (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 1-44 を満足するものとする。	11. 混合物の製造に当たっては、以下の規定による。 (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 1-43 を満足するものとする。
	61	表 1-44 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	表 1-43 アスファルトプラントにおける標準加熱温度
	61	13. 目地工の施工に当たっては、以下の各規定による。 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 1-45 の規格を満足するものでなければならない。	13. 目地工の施工に当たっては、以下の各規定による。 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 1-44 の規格を満足するものでなければならない。

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	61	表 1-45 目地材の規格	表 1-44 目地材の規格
	62	1-6-12 コンクリート舗装工 3. 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表 1-46、表 1-47 の規格に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	1-6-12 コンクリート舗装工 3. 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表 1-45、表 1-46 の規格に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。
	62	表 1-46 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	表 1-45 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格
	62	表 1-47 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	表 1-46 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格
	63	4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 1-48 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とするものとする。	4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 1-47 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とするものとする。
	64	表 1-48 マーシャル安定度試験基準値	表 1-47 マーシャル安定度試験基準値
	66	6. コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表 1-49 の規格に適合するものとする。	6. コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表 1-48 の規格に適合するものとする。
	66	表 1-49 コンクリートの配合基準	表 1-48 コンクリートの配合基準
	66	7. コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は 1 回計量分量に対し、表 1-50 の許容誤差の範囲内とする。	7. コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は 1 回計量分量に対し、表 1-49 の許容誤差の範囲内とする。
	66	表 1-50 計量誤差の許容値	表 1-49 計量誤差の許容値
	67	10. 受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置に当たって、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。	10. 受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置に当たって、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 受注者は、 <u>コンクリート</u> を締固めるときに、 <u>鉄網</u> をたわませたり移動させたりしてはならない。
	69	13. 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。 (4) 受注者は、転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2 配合条件」（日本道路協会、平成 2 年 11 月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 1-51 によるものとする。	13. 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。 (4) 受注者は、転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2 配合条件」（日本道路協会、平成 2 年 11 月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 1-50 によるものとする。
	69	表 1-51 示方配合表	表 1-50 示方配合表
	70	14. 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表 1-52 を標準とする。	14. 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表 1-51 を標準とする。
	70	表 1-52 注入目地材（加熱施工式）の品質	表 1-51 注入目地材（加熱施工式）の品質



編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）																												
第3編 土木工事 共通編	74	1-7-9 固結工 1. 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。	1-7-9 固結工 1. 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。																												
	74	(追加)	7. <u>中層混合処理の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</u> (1) <u>改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。</u> なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 (2) <u>施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。</u> (3) <u>受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。</u> なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。 <u>施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理（利用）方法について、監督員と協議しなければならない。</u>																												
	74	7. 受注者は、薬液注入工事の着手前に下記について監督員の確認を得なければならない。	8. 受注者は、薬液注入工事の着手前に下記について監督員の確認を得なければならない。																												
	74	8. 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。	9. 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。																												
	74	9. 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認ができる資料を作成し、監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	10. 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認ができる資料を作成し、監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。																												
	74	10. 受注者は、前各項に定めるほか次の各号により施工しなければならない。	11. 受注者は、前各項に定めるほか次の各号により施工しなければならない。																												
	87	1-12-2 材料 3. 受注者は、溶接材料の使用区分を表1-53に従って設定しなければならない。	1-12-2 材料 3. 受注者は、溶接材料の使用区分を表1-52に従って設定しなければならない。																												
	87	<p style="text-align: center;"><b>表1-53 溶接材料区分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p style="text-align: center;"><b>表1-52 溶接材料区分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質 <u>（じん性を除く）</u> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質 <u>（じん性を除く）</u> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質 <u>（じん性を除く）</u> を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質 <u>（じん性を除く）</u> を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料
	使用区分																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														
	使用区分																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質 <u>（じん性を除く）</u> を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質 <u>（じん性を除く）</u> を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	87	受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490 以上の鋼材を溶接する場合	受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490, SM490Y, SM520, SBHS400, SM570 及び SBHS500 を溶接する場合
	87	4. 受注者は、被覆アーク溶接棒を表 1-54 に従って乾燥させなければならない。	4. 受注者は、被覆アーク溶接棒を表 1-53 に従って乾燥させなければならない。
	87	表 1-54 溶接棒乾燥の温度と時間	表 1-53 溶接棒乾燥の温度と時間
	87	5. 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 1-55 に従って乾燥させなければならない。	5. 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 1-54 に従って乾燥させなければならない。
	87	表 1-55 フラックスの乾燥の温度と時間	表 1-54 フラックスの乾燥の温度と時間
	88	7. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。 (4) 受注者は、多液形塗料の可使用時間は表 1-56 の基準を遵守しなければならない。	7. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。 (4) 受注者は、多液形塗料の可使用時間は表 1-55 の基準を遵守しなければならない。
	88	表 1-56 多液形塗料の可使用時間	表 1-55 多液形塗料の可使用時間
	89	1-12-3 桁製作工 1. 製作加工については、以下の規定によるものとする。 (2) 工 作 ① 受注者は、主要部材の板取りに当たっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向について、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 また、連結板など溶接されない部材についても除くものとする。 なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。 ただし、それ以外で監督員又は検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	1-12-3 桁製作工 1. 製作加工については、以下の規定によるものとする。 (2) 工 作 ① 受注者は、主要部材の板取りに当たっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向について、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督員又は検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
	89	③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。 また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10mm 以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。 また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10mm 以下のガセット・プレート、補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。
	89	④ 受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径 2mm 以上の曲面仕上げを行うものとする。	④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径 2mm 以上の曲面仕上げを行うものとする。
	89	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 1-57 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006% を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上又は 5 倍以上とすることができる。	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。なお、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 1-56 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006% を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上又は 5 倍以上とすることができる。
	90	表 1-57 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	表 1-56 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）																																																																																																																																																															
第 3 編 土木工事 共通編	91	(4) 溶接施工試験 ① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 2) SM490、SM490Y において、1 パスの入熱量が 10,000J/mm を超える場合	(4) 溶接施工試験 ① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 2) <b>SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490</b> において、1 パスの入熱量が 10,000J/mm を超える場合																																																																																																																																																															
	92	(7) 組立溶接 $P_{CM}=C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{20} + \frac{V}{10} + \frac{Cu}{20} + 5B (\%)$	(7) 組立溶接 $P_{CM}=C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + \frac{Cu}{20} + 5B (\%)$																																																																																																																																																															
	92	(8) 予熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 及びアークの前方 100mm 範囲内の母材を表 1-58 により予熱することを標準とする。 なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 1-58-2 とする。	(8) 予熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 範囲内の母材を <b>表 1-58 の条件を満たす場合に限り、表 1-57</b> により予熱することを標準とする。 なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は <b>表 1-59</b> とする。																																																																																																																																																															
	92	<p style="text-align: center;"><b>表 1-58 予熱温度の標準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ 40以下</th> <th>40をこえ 50以下</th> <th>50をこえ 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5°C以下の場合は20°C程度に加熱する。</p>	鋼種	溶接方法	予熱温度 (°C)				板厚区分 (mm)				25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<p style="text-align: center;"><b>表 1-57 予熱温度の標準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ 40以下</th> <th>40をこえ 50以下</th> <th>50をこえ 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><b>SBHS400 SBHS400W</b></td> <td><b>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</b></td> <td><b>予熱なし</b></td> <td><b>予熱なし</b></td> <td><b>予熱なし</b></td> <td><b>予熱なし</b></td> </tr> <tr> <td><b>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</b></td> <td><b>予熱なし</b></td> <td><b>予熱なし</b></td> <td><b>予熱なし</b></td> <td><b>予熱なし</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5°C以下の場合は20°C程度に加熱する。</p>	鋼種	溶接方法	予熱温度 (°C)				板厚区分 (mm)				25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<b>SBHS400 SBHS400W</b>	<b>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>	<b>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>
鋼種	溶接方法	予熱温度 (°C)																																																																																																																																																																
		板厚区分 (mm)																																																																																																																																																																
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下																																																																																																																																																													
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																													
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																													
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																													
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																													
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																													
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																													
鋼種	溶接方法	予熱温度 (°C)																																																																																																																																																																
		板厚区分 (mm)																																																																																																																																																																
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下																																																																																																																																																													
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																													
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																													
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																													
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																													
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																													
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																													
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																													
<b>SBHS400 SBHS400W</b>	<b>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>																																																																																																																																																													
	<b>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>	<b>予熱なし</b>																																																																																																																																																													



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
---	---	------------------	----------------

第 3 編  
土木工事  
共通編

93

表1-58-2 P<sub>CM</sub>値と予熱温度の標準 (％)

工種 鋼材の 板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.28以下
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.28以下	0.29以下

表1-58 予熱温度の標準を適用する場合のP<sub>CM</sub>の条件 (％)

工種 鋼材の 板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下		
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	0.22以下	0.20以下
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.28以下	0.29以下		

93

(追加)

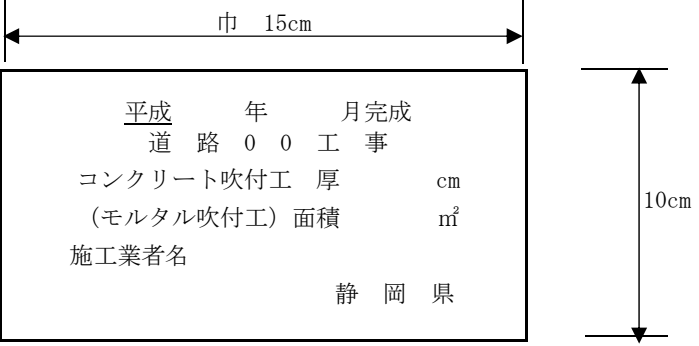
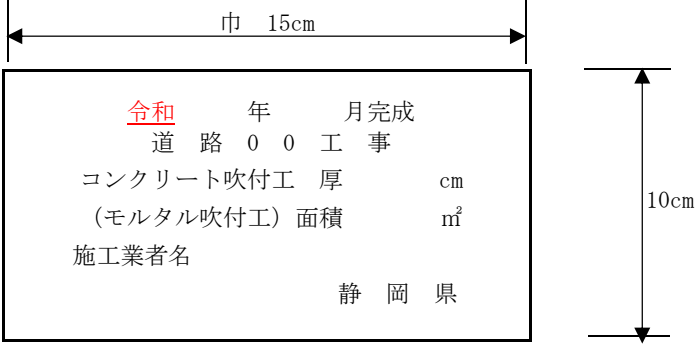
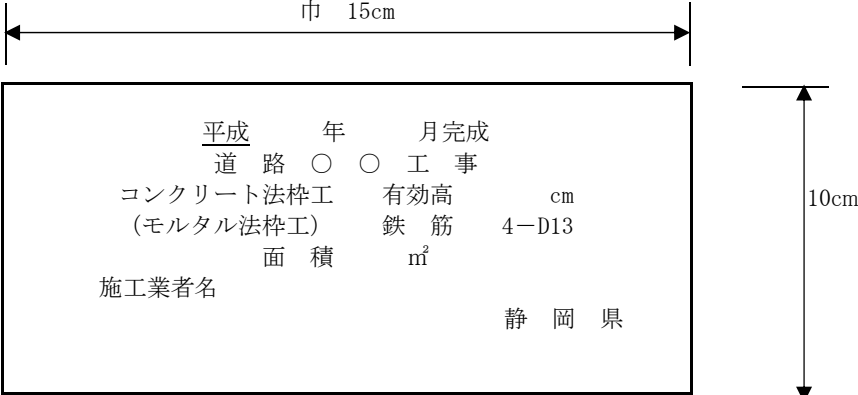
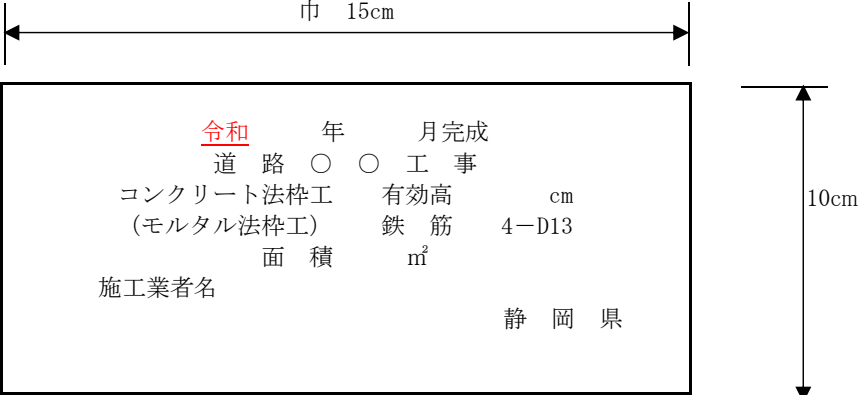
表1-59 P<sub>CM</sub>値と予熱温度の標準

P <sub>CM</sub> (％)	溶接方法	予熱温度 (℃)		
		板厚区分 (mm)		
		t ≤ 25	25 < t ≤ 40	40 < t ≤ 100
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.25	SMAW	予熱なし	50	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.26	SMAW	予熱なし	50	80
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.27	SMAW	50	80	80
	GMAW, SAW	予熱なし	50	50
0.28	SMAW	50	80	100
	GMAW, SAW	50	50	80
0.29	SMAW	80	100	100
	GMAW, SAW	50	80	80

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	93	(9) 溶接施工上の注意 ① 受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。 また、受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。 ② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工に当たって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。 エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。 なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、 <u>グラインダー</u> 仕上げするものとする	(9) 溶接施工上の注意 ① 受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。 また、受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。 ② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工に当たって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。 エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。 なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、 <u>グラインダ</u> 仕上げするものとする
	93	(11) 溶接の検査 ① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、 <u>表 1-59</u> に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。 ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。	(11) 溶接の検査 ① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、 <u>表 1-60</u> に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。 ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。
	94	<u>表 1-59</u> 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	<u>表 1-60</u> 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率
	95	② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、 <u>表 1-60</u> に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、 <u>表 1-61</u> に示す非破壊試験に従い行わなければならない。
	94	<u>表 1-60</u> 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	<u>表 1-61</u> 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率
	95	④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、 <u>疑わしい</u> 場合には、磁粉探傷試験又は浸透液探傷試験により検査するものとする。	④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は <u>溶接線全線を対象として</u> 肉眼で行うものとするが、 <u>判定が困難な</u> 場合には、磁粉探傷試験又は浸透液探傷試験により検査するものとする。
	95	⑤ 受注者は、 <u>主要部材の突合せ継手及び断面を構成する T 継手、かど継手</u> に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき 3 個、又は継手長さ 1m につき 3 個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが 1mm 以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。	⑤ 受注者は、 <u>断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T 溶接継手、角溶接継手</u> に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき 3 個、又は継手長さ 1m につき 3 個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが 1mm 以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。
	95	2) 受注者は、アンダーカットの深さを <u>0.5mm</u> 以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	2) 受注者は、アンダーカットの深さを <u>設計上許容される値</u> 以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。
	95	(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。 補修方法は、 <u>表 1-61</u> に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合には設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。 補修方法は、 <u>表 1-62</u> に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合には設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
	96	<u>表 1-61</u> 欠陥の補修方法	<u>表 1-62</u> 欠陥の補修方法
96	(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、 <u>表 1-62</u> によるものとする。	(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、 <u>表 1-63</u> によるものとする。	

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	96	表 1-62 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	表 1-63 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法
	96	(14) 仮組立て ① 受注者は、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。	(14) 仮組立て ① 受注者は、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て <u>これに代えることができる</u> 。
	97	2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表 1-63 に示すとおりとする。	2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表 1-64 に示すとおりとする。
	97	表 1-63 ボルト孔の径	表 1-64 ボルト孔の径
	97	(2) ボルト孔の径の許容差は、表 1-64 に示すとおりとする。 ただし、摩擦接合の場合は 1 ボルト群の 20% に対しては +1.0mm まで良いものとする。	(2) ボルト孔の径の許容差は、表 1-65 に示すとおりとする。 ただし、摩擦接合の場合は 1 ボルト群の 20% に対しては +1.0mm まで良いものとする。
	97	表 1-64 ボルト孔の径の許容差	表 1-65 ボルト孔の径の許容差
	97	(3) 仮組立て時のボルト孔の精度 ② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 1-65 のとおりにしなければならない。	(3) 仮組立て時のボルト孔の精度 ② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 1-66 のとおりにしなければならない。
	98	表 1-65 ボルト孔の貫通率及び停止率	表 1-66 ボルト孔の貫通率及び停止率
	99	1-12-7 橋梁用防護柵製作工 1. 製作加工 (1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 ② 受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z27 の 275g/m <sup>2</sup> （両面付着量）以上としなければならない。その場合受注者は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。 ③ 受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	1-12-7 橋梁用防護柵製作工 1. 製作加工 (1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 ② 受注者は、めっき付着量を両面で 275g/m <sup>2</sup> 以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。 ③ 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。
	99	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ② 受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種の（HDZ55）の 550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく 2 種（HDZ35）の 350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2 種の（HDZ55）の 550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく 2 種（HDZ35）の 350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上となければならない。
	99	1-12-8 アンカーフレーム製作工 2. 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表 1-66 によらなければならない。	1-12-8 アンカーフレーム製作工 2. 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表 1-67 によらなければならない。
	99	表 1-66 ねじの種類、ピッチ及び精度	表 1-67 ねじの種類、ピッチ及び精度
	100	1-12-11 工場塗装工 3. 受注者は、気温、湿度の条件が表 1-67 の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	1-12-11 工場塗装工 3. 受注者は、気温、湿度の条件が表 1-68 の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。



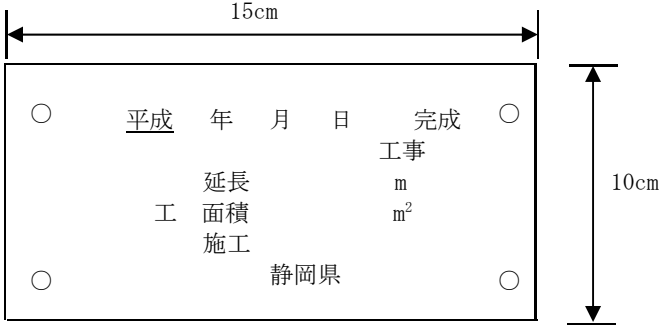
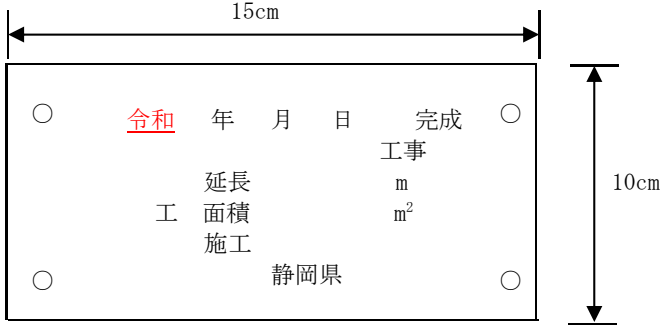
編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 3 編 土木工事 共通編	101	表 1-67 塗装禁止条件	表 1-68 塗装禁止条件
	107	1-14-3 吹付工 12. 受注者は、前各項に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。 (1) コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表 1-68 とする。	1-14-3 吹付工 12. 受注者は、前各項に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。 (1) コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表 1-69 とする。
	107	表 1-68 吹付モルタルの配合比	表 1-69 吹付モルタルの配合比
	108	<div style="text-align: center;"> <p>工事名板</p>  <p>図 1-7</p> <p>材質は、黒御影石等 厚 2cm を標準とする。            取付位置は、起点側で見やすい位置とする。</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>工事名板</p>  <p>図 1-7</p> <p>材質は、黒御影石等 厚 2cm を標準とする。            取付位置は、起点側で見やすい位置とする。</p> </div>
	110	<div style="text-align: center;"> <p>工事名板</p>  <p>図 1-8</p> <p>材質は、黒御影石等 厚 2cm を標準とする。            取付位置は、起点側で見やすい位置とする。</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>工事名板</p>  <p>図 1-8</p> <p>材質は、黒御影石等 厚 2cm を標準とする。            取付位置は、起点側で見やすい位置とする。</p> </div>
	111	1-14-7 かご工 2. 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <u>偏平</u> にならないようにしなければならない。	1-14-7 かご工 2. 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <u>扁平</u> にならないようにしなければならない。

編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）
第4編 農地編	19	<b>4-2-1 適用すべき諸基準</b> (6) WSP 012（水道用塗覆装鋼管ジョイントコート） (15) JDPa W 04(T形ダクタイトイル管接合要領書) (16) JDPa W 05(K形ダクタイトイル管接合要領書) (17) JDPa W 06(U形、 <u>U-D</u> ダクタイトイル管接合要領書) (18) JDPa W 07（フランジ形ダクタイトイル管接合要領書）	<b>4-2-1 適用すべき諸基準</b> (6) WSP 012（ <u>長寿命形水道用</u> ジョイントコート） (15) JDPa W 04(T形ダクタイトイル <u>鉄管</u> 接合要領書) (16) JDPa W 05(K形ダクタイトイル <u>鉄管</u> 接合要領書) (17) JDPa W 06(U形、 <u>U-D</u> 形ダクタイトイル <u>鉄管</u> 接合要領書) (18) JDPa W 07（フランジ形ダクタイトイル <u>鉄管</u> 接合要領書）
		<b>8-2-2 一般事項</b> ため池工事の対象は高さ（堤高）15m未満のフィルタイプのため池（調整池を含む。）とし、高さ（堤高）15m以上のため池については、土木工事共通仕様書（農林水産省平成29年4月）第2編第10章フィルダムによる。	<b>8-2-2 一般事項</b> ため池工事の対象は高さ（堤高）15m未満のフィルタイプのため池（調整池を含む。）とし、高さ（堤高）15m以上のため池については、土木工事共通仕様書（農林水産省、 <u>平成31年3月</u> ）第2編第10章フィルダムによる。
第5編 治山編	1	<b>1-2-1 適用すべき諸基準</b> 土木学会 コンクリート標準示方書（維持管理編）（平成25年10月） 日本治山治水協会 治山技術基準解説（山地治山編）（平成21年10月）	<b>1-2-1 適用すべき諸基準</b> 土木学会 コンクリート標準示方書（維持管理編）（ <u>平成30年3月</u> ） 日本治山治水協会 治山技術基準解説（ <u>総則・山地治山編</u> ）（平成21年10月）
	6	<b>1-6-3 基礎工（護岸）</b> 基礎工の施工については、第3編3-4-3基礎工（護岸）の規定による。	<b>1-6-3 基礎工（護岸）</b> 基礎工の施工については、第3編 <u>1</u> -4-3基礎工（護岸）の規定による。
	13	<b>2-14-3 航空実播工</b> 1. 航空実播工は、スラリー方式（粘液状のスラリー材（ <u>基材</u> ）を散布するもの）と、ベース方式（ベース材を塊状にして分散投下し、次いでスラリー材（ <u>基材</u> ）を散布するもの）に区別する。 2. 受注者は、散布実施に先立ち、施工地を空中から識別できるよう現地に標識等を設置しなければならない。	<b>2-14-3 航空実播工</b> 1. 航空実播工は、スラリー方式（粘液状のスラリー材（ <u>種子、肥料、侵食防止材、混和材、着色材等の混合物</u> ）を散布するもの）と、ベース方式（ベース材（ <u>種子、有機質土壌、肥料、保水材等を袋状またはペレット状にしたもの</u> ）を塊状にして分散投下し、次いでスラリー材を散布するもの）、 <u>空播き方式（肥料、種子）</u> に区別するものとする。 2. 受注者は、散布実施に先立ち、施工地を空中から識別できるよう現地に標識等を設置、 <u>またはGPS及び写真等による施工地確認をし、監督員に報告しなければならない。これ以外の方法による場合は、監督員の承諾を得るものとする。</u>
	16	<b>第3章 海岸防災林造成</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <u>日本治山治水協会 治山技術基準解説（防災林造成編）</u> （平成16年12月）	<b>第3章 海岸防災林造成</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <u>林野庁 治山技術基準 防災林造成編</u> （平成27年4月）
	17	<b>3-4-2 盛土工</b> 1. 受注者は、 <u>盛土（砂）</u> の採取については、指定された区域全面から一様に採取し、砂浜が後退して波浪による盛土脚部の侵食を受けないようにしなければならない。	<b>3-4-2 盛土工</b> 1. 受注者は、 <u>土砂</u> の採取については、指定された区域全面から一様に採取し、砂浜が後退して波浪による盛土脚部の侵食を受けないようにしなければならない。
	18	<b>3-5-3 排水工</b> 受注者は、 <u>海岸林</u> に設ける排水路等の側法は、現地の土質条件に応じて、その機能が維持される適切な勾配で施工しなければならない。また、速やかな排水が可能となるような勾配を付して施工しなければならない。	<b>3-5-3 排水工</b> 受注者は、 <u>海岸防災林</u> に設ける排水路等の側法は、現地の土質条件に応じて、その機能が維持される適切な勾配で施工しなければならない。また、速やかな排水が可能となるような勾配を付して施工しなければならない。

編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）																																
第6編 河川編	5	<p>1-5-2 材料</p> <p style="text-align: center;">表1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) / (1.8m<sup>2</sup>)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N /mm<sup>2</sup>以上 (kg f /m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本工業規格 (JIS) で規定されている 各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8 以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>被覆材の品質規格は、1. (1) . ⑤表1-3によるものとする。</p>	項目	単位	規格値	試験方法	漏水量	(ml/sec) / (1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	N /mm <sup>2</sup> 以上 (kg f /m)	11.8以上	日本工業規格 (JIS) で規定されている 各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。	<p>1-5-2 材料</p> <p style="text-align: center;">表1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) / (1.8m<sup>2</sup>)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N /mm<sup>2</sup>以上 (kg f /m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本産業規格 (JIS) で規定されている 各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8 以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>被覆材の品質規格は、1. (1) . ⑤表1-3によるものとする。</p>	項目	単位	規格値	試験方法	漏水量	(ml/sec) / (1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	N /mm <sup>2</sup> 以上 (kg f /m)	11.8以上	日本産業規格 (JIS) で規定されている 各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。
項目	単位	規格値	試験方法																																
漏水量	(ml/sec) / (1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																																
引張強さ	N /mm <sup>2</sup> 以上 (kg f /m)	11.8以上	日本工業規格 (JIS) で規定されている 各材料ごとの試験方法による。																																
摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。																																
項目	単位	規格値	試験方法																																
漏水量	(ml/sec) / (1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																																
引張強さ	N /mm <sup>2</sup> 以上 (kg f /m)	11.8以上	日本産業規格 (JIS) で規定されている 各材料ごとの試験方法による。																																
摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。																																
	11	<p>第2章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 河川砂防技術基準 (案) (平成9年10月)</p> <p>農林水産省 施設機械工事等共通仕様書 (平成29年3月)</p> <p>農林水産省 施設機械工事等施工管理基準 (平成28年3月)</p>	<p>第2章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 河川砂防技術基準 (案)</p> <p>農林水産省 施設機械工事等共通仕様書 (平成30年3月)</p> <p>農林水産省 施設機械工事等施工管理基準 (平成30年3月)</p>																																
	19	<p>第3章 水門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>農林水産省 施設機械工事等施工管理基準 (平成28年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第3章 水門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>農林水産省 施設機械工事等施工管理基準 (平成30年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>																																
	27	<p>3-12-1 一般事項</p> <p>5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>3-12-1 一般事項</p> <p>5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>																																
	31	<p>第3章 堰</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成28年10月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第3章 水門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>																																
	33	<p>4-4-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-4-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月) 及び、「ダム・堰施設技術基準 (案) 第7章施工」(国土交通省、平成28年3月) の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>																																
	34	<p>4-5-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-5-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月) 及び、「ダム・堰施設技術基準 (案) 第7章施工」(国土交通省、平成28年3月) の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>																																
	35	<p>4-6-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-6-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月) 及び、「ダム・堰施設技術基準 (案) 第7章施工」(国土交通省、平成28年3月) の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>																																



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 6 編 河川編	36	4-8-10 支承工 受注者は、支承の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第 5 章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4-8-10 支承工 受注者は、支承の施工については、 <u>「道路橋支承便覧 第 5 章支承部の施工」</u> （日本道路協会、平成 31 年 2 月）の規程による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
	38	4-13-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4-13-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
	39	4-13-6 支承工 支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第 5 章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4-13-6 支承工 支承工の施工については、 <u>「道路橋支承便覧 第 5 章支承部の施工」</u> （日本道路協会、平成 31 年 2 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
	39	4-14-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4-14-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
	40	4-14-3 支承工 支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第 5 章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4-14-3 支承工 支承工の施工については、 <u>「道路橋支承便覧 第 5 章支承部の施工」</u> （日本道路協会、平成 31 年 2 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
	40	4-15-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4-15-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
	40	4-15-3 支承工 支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第 5 章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4-15-3 支承工 支承工の施工については、 <u>「道路橋支承便覧 第 5 章支承部の施工」</u> （日本道路協会、平成 31 年 2 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
	43	第 3 章 排水機場 第 2 節 適用すべき諸基準 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (平成 18 年 3 月)	第 3 章 排水機場 第 2 節 適用すべき諸基準 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 (平成 30 年 5 月)
第 7 編 地すべり編	1	第 1 章 地すべり防止工 第 2 節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成 19 年 9 月) 斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成 20 年 5 月)	第 1 章 地すべり防止工 第 2 節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年 6 月) 斜面防災対策技術協会 <u>新版</u> 地すべり鋼管杭設計要領 (平成 28 年 3 月)
	4	1-4-8 落石防護工 2. 受注者は、ケーブルの金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	1-4-8 落石防護工 2. 受注者は、 <u>ワイヤロープ及び金網</u> の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。
第 8 編 道路編	1	第 2 章 第 2 節 適用すべき諸基準 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成 12 年 6 月)	第 2 章 第 2 節 適用すべき諸基準 <u>日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説</u> (平成 29 年 3 月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成 29 年 12 月)

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 8 編 道路編	7	<p>1-10-1 一般事項 4. 工事銘板</p>  <p>材質：プラスチックt=3mm 地色：白色 文字：黒色文字（掘込）固定：四隅を鉄線で緊結する。</p> <p>図1-2 工事銘板</p>	<p>1-10-1 一般事項 4. 工事銘板</p>  <p>材質：プラスチックt=3mm 地色：白色 文字：黒色文字（掘込）固定：四隅を鉄線で緊結する。</p> <p>図1-2 工事銘板</p>
	10	<p>1-10-5 落石防護柵工 2. 受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>	<p>1-10-5 落石防護柵工 2. 受注者は、<u>ワイヤロープ及び金網</u>の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>
	13	<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 20 年 1 月)</p>	<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 31 年 3 月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)</p>
	15	<p>2-4-10 コンクリート舗装工 4. 初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で 70g/m<sup>2</sup>程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。</p>	<p>2-4-10 コンクリート舗装工 4. 初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で 70g/m<sup>2</sup>程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に<u>養生</u>を行うこと。</p>
	18	<p>2-8-1 一般事項 3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工の規定」（日本道路協会、平成 28 年 12 月改訂）、「道路土工要綱 第 5 章施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び第 3 編 1-3-8 路側防護柵工、1-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2-8-1 一般事項 3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」（日本道路協会、平成 28 年 12 月）<u>の規定</u>、「道路土工要綱 第 5 章施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び第 3 編 1-3-8 路側防護柵工、1-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>
	19	<p>2-9-2 材料 4. 受注者は、<u>標識板</u>には設計図書に示す位置にリブを<u>標識板</u>の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>	<p>2-9-2 材料 4. 受注者は、<u>標示板</u>には設計図書に示す位置にリブを<u>標示板</u>の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>
	19	<p>5. 受注者は、<u>標識板</u>の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、<u>標示板</u>の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p>
	19	<p>6. 受注者は、<u>標識板</u>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6. 受注者は、<u>標示板</u>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（<u>日本道路協会、昭和 62 年 1 月</u>）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>
	19	<p>2-10-1 一般事項 3. 受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、「<u>道路土工要綱 第 5 章施工計画</u>」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び、第 3 編 1-3-9 区画線工の規定によらなければならない。</p>	<p>2-10-1 一般事項 3. 受注者は、区画線工の施工にあたって、<u>「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」</u>、及び第 3 編 1-3-9 区画線工の規定によらなければならない。</p>

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 8 編 道路編	21	第 3 章 橋梁下部 第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月)	第 3 章 橋梁下部 第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月)
	23	3-4-8 橋台躯体工 3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3-4-8 橋台躯体工 3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、 <u>錆び、腐食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。</u>
	23	6. 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	6. 受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
	29	第 3 章 鋼橋上部 第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月)	第 3 章 橋鋼上部 第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月)
	32	4-7-6 橋梁用防護柵工 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	4-7-6 橋梁用防護柵工 (1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。 (2) <u>鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u> ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合
	35	第 3 章 コンクリート橋上部 第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月)	第 3 章 コンクリート橋上部 第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 31 年 2 月)
	36	5-4-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5-4-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
	38	5-5-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5-5-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
	40	5-6-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5-6-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
	40	5-7-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5-7-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 8 編 道路編	41	5-8-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5-8-1 一般事項 5. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
	42	5-9-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5-9-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
	43	5-10-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5-10-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートル目ねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
	43	5-11-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5-11-1 一般事項 7. 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。
第 9 編 公園編	1	第 1 章 基盤整備 第 2 節 適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成 25 年度版）（平成 25 年 6 月） 日本道路協会 道路土工一土質調査指針（昭和 61 年 11 月） （追加） （追加） （追加） （追加） 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル（平成 5 年 6 月） 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻（平成 12 年 9 月）	第 2 章 植栽 第 2 節 適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成 28 年 6 月） （削除） <u>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成 26 年 8 月）</u> <u>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成 25 年 12 月）</u> <u>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル（平成 26 年 8 月）</u> <u>国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成 27 年 3 月）</u> 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル（平成 21 年 4 月） 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第 2 巻- <u>擁壁工</u> -（平成 12 年 9 月）
	2	1-3-7 法面整形工 法面整形工の施工については、第 1 編 2-4-5 法面整形工の規定による。	1-3-7 法面整形工 法面整形工の施工については、第 1 編 <u>2-3-5 及び</u> 2-4-5 法面整形工の規定による。
	15	第 2 章 植栽 第 2 節 適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成 25 年度版）（平成 25 年 6 月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・解説（昭和 63 年 12 月）	第 2 章 植栽 第 2 節 適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成 28 年 6 月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・解説（平成 28 年 3 月）

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
第 9 編 公園編	29	<p>第3章 施設整備 第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成 25 年 3 月)  日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成 25 年度版) (平成 25 年 6 月)  都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン (平成 11 年 8 月)  日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 2009 版 (平成 12 年)  <b>日本電気協会 内線規程</b> (平成 24 年 2 月)  日本道路協会 道路土工一施工指針 (平成 21 年 6 月)  日本道路協会 道路土工一排水工指針 (昭和 62 年 6 月)  日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月)  日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 20 年 1 月)  (追加)  (追加)  (追加)  (追加)  土木学会 舗装標準示方書 (平成 19 年 3 月)  土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成 25 年 3 月)  土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成 25 年 3 月)  (追加)</p>	<p>第3章 施設整備 第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成 24 年 3 月)  日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成 28 年 6 月)  都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン (案) (改訂版) (平成 27 年 9 月)  日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 2009 版 (平成 21 年 10 月)  <b>日本電気協会 内線規程</b> (平成 28 年 10 月)  日本道路協会 <b>道路土工要綱</b> (平成 21 年 6 月)  (削除)  日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 31 年 3 月)  日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)  <b>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説</b> (平成 29 年 11 月)  <b>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン</b> (平成 29 年 11 月)  <b>日本道路協会 透水性舗装ガイドブック 2007</b> (平成 19 年 3 月)  <b>日本道路協会 舗装設計便覧</b> (平成 18 年 2 月)  土木学会 舗装標準示方書 (平成 27 年 3 月)  土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成 30 年 3 月)  土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成 30 年 3 月)  <b>国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</b> (平成 14 年 7 月 31 日)</p>
	48	<p>3-9-2 材料</p> <p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、JIS の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。  (1) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、<u>日本工業規格</u>又は、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。</p>	<p>3-9-2 材料</p> <p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、JIS の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。  (1) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、<u>日本産業規格</u>又は、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。</p>
第 10 編 電気通信 設備・機 械編	4	<p>2-2-6 管理記録の整理</p> <p><u>監理</u>記録の整理については第 10 編第 1 章 1-2-6 の規定による。</p>	<p>2-2-6 管理記録の整理</p> <p><b>管理</b>記録の整理については第 10 編第 1 章 1-2-6 の規定による。</p>

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
資料	4	<p>品質証明実施基準(案)</p> <p>様式 27-2 農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24</p> <p>年 月 日</p> <p>総括監督員 様</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者 氏名 ㊟</p> <p><b>品質証明員通知書</b></p> <p>平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24 に基づき、下記のとおり品質証明員を通知します。</p> <p>平成 年度</p> <p>工事名 工事 記</p> <p>品質証明員 ○ ○ ○ ○</p>	<p>品質証明実施基準(案)</p> <p>様式 27-2 農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24</p> <p>年 月 日</p> <p>総括監督員 様</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者 氏名 ㊟</p> <p><b>品質証明員通知書</b></p> <p>年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24 に基づき、下記のとおり品質証明員を通知します。</p> <p>年度</p> <p>工事名 工事 記</p> <p>品質証明員 ○ ○ ○ ○</p>
	5	<p>様式 27-2 農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24</p> <p><b>経 歴 書</b></p> <p>現住所 静岡県 氏名 昭和 年 月 日生 卒業</p> <p>学 歴 平成 年 月</p> <p>入 社 平成 年 月</p> <p>職 歴 別紙のとおり</p> <p>資 格 平成 年 月 1 級〇〇施工管理技士 No. 平成 年 月 監理技術者資格者証 No.</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日 氏名</p>	<p>様式 27-2 農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24</p> <p><b>経 歴 書</b></p> <p>現住所 静岡県 氏名 年 月 日生 卒業</p> <p>学 歴 年 月</p> <p>入 社 年 月</p> <p>職 歴 別紙のとおり</p> <p>資 格 年 月 1 級〇〇施工管理技士 No. 年 月 監理技術者資格者証 No.</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日 氏名</p>



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
資料	6	<div data-bbox="371 283 1469 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式 27-2 農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24</p> <p style="text-align: center;">氏 名      ○ ○ ○ ○      (P2-1)</p> <p>職 歴      平成    年    月から      (主任技術者、監理技術者) 工事                  平成    年    月まで</p> <p>職 歴      平成    年    月から      (                    ) 工事                  平成    年    月まで</p> <p>職 歴      平成    年    月から      (                    ) 工事                  平成    年    月まで</p> <p>職 歴      平成    年    月から      (                    ) 工事                  平成    年    月まで</p> <p>職 歴      平成    年    月から      (                    ) 工事                  平成    年    月まで</p> <p>(以下略)</p> </div>	<div data-bbox="1632 283 2730 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式 27-2 農林土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-24</p> <p style="text-align: center;">氏 名      ○ ○ ○ ○      (P2-1)</p> <p>職 歴                    年    月から      (主任技術者、監理技術者) 工事                                  年    月まで</p> <p>職 歴                    年    月から      (                    ) 工事                                  年    月まで</p> <p>職 歴                    年    月から      (                    ) 工事                                  年    月まで</p> <p>職 歴                    年    月から      (                    ) 工事                                  年    月まで</p> <p>職 歴                    年    月から      (                    ) 工事                                  年    月まで</p> <p>(以下略)</p> </div>

編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）
---	---	--------------	------------

提出書類	1	<b>共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類等一覧表</b>	
		NO.	提出書類名
		農林土木工事共通仕様書	建設工事請負契約約款
		(1)	(請負代金内訳書)
		2	工程表
		3	工事工程月報
		4	主任技術者等通知書
		5	指示・承諾・協議・提出・報告書
		6	施工計画書
		7	施工体制台帳
		8	再下請負通知書
		9	施工体系図
		10	補助技術者通知書
		11	工期延長請求書
		12	変更工程表
		13	支給材料受領書
		14	支給材料受払簿
		15	支給材料精算書
		16	貸与品借用書
		17	貸与品返納品
		18	現場発生品届
		19	再生資源利用計画書（実施書）
		20	再生資源利用促進計画書（実施書）
		21	搬入・搬出調書
		(22)	（品質証明実施基準（案）による）
		(23)	（「レディーミクストコンクリート取扱基準」）
		(24)	（「セメントコンクリート製品取扱基準」）
		(25)	（「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる）
		(26)	（「盛土材料取扱基準」）
		27	使用材料品質証明書
		28	材料検査簿
		29	段階確認・立会願
		(30)	（土地改良工事数量算出要領（案）及び森林整備保全事業設計積算要領による）
		31	完成届出書
		32	修補完了届出書
		33	出来形確認請求書
		(34)	（「農林土木工事施工管理基準」による）
		35	工事記録簿（提示）
		36	安全・訓練等の実施記録
		37	工事事務発生報告書
		38	休日・夜間作業届
		39	天災その他不可抗力による損害負担請求書
		(40)	（掛金収納書）
		41	県産材利用報告書
		42	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート
		43	VE提案書

提出書類	1	<b>共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類等一覧表</b>	
		NO.	提出書類名
		農林土木工事共通仕様書	建設工事請負契約約款
		(1)	(請負代金内訳書)
		2	工程表
		3	工事工程月報 <span style="color:red">※</span>
		4	主任技術者等通知書
		5	指示・承諾・協議・提出・報告書 <span style="color:red">※</span>
		6	施工計画書
		7	施工体制台帳
		8	再下請負通知書
		9	施工体系図
		10	補助技術者通知書
		11	工期延長請求書
		12	変更工程表
		13	支給材料受領書 <span style="color:red">※</span>
		14	支給材料受払簿
		15	支給材料精算書 <span style="color:red">※</span>
		16	貸与品借用書
		17	貸与品返納品
		18	現場発生品届 <span style="color:red">※</span>
		19	再生資源利用計画書（実施書）
		20	再生資源利用促進計画書（実施書）
		21	搬入・搬出調書
		(22)	（品質証明実施基準（案）による） <span style="color:red">※</span>
		(23)	（「レディーミクストコンクリート取扱基準」）
		(24)	（「セメントコンクリート製品取扱基準」）
		(25)	（「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる）
		(26)	（「盛土材料取扱基準」）
		27	使用材料品質証明書
		28	材料検査簿
		29	段階確認・立会願 <span style="color:red">※</span>
		(30)	（土地改良工事数量算出要領（案）及び森林整備保全事業設計積算要領による）
		31	完成届出書
		32	修補完了届出書
		33	出来形確認請求書
		(34)	（「農林土木工事施工管理基準」による）
		35	工事記録簿（提示）
		36	安全・訓練等の実施記録
		37	工事事務発生報告書
		38	休日・夜間作業届 <span style="color:red">※</span>
		39	天災その他不可抗力による損害負担請求書
		(40)	（掛金収納書）
		41	県産材利用報告書
		42	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート
		43	VE提案書

※ 情報共有システム利用においては国土交通省様式の準用を可とする

2～ 該当様式  
(用紙 日本工業規格 A4 版)

該当様式  
(用紙 日本産業規格 A4 版)

編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）
---	---	--------------	------------

提出書類	7	<p>NO.7 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱について 様式2号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">施 工 体 制 台 帳</p> <p>[会社名] _____ [事業所名] _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">建設業の許可</th> <th>許可業種</th> <th colspan="2">許可番号</th> <th>許可(更新)年月日</th> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般 第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般 第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>発注者及び 住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3">契 約 営業所</th> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> </tr> <tr> <td>元請契約</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下請契約</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3">健康保険等の 加入状況</th> <th rowspan="2">保険加入の有無</th> <th colspan="2">健康保険</th> <th colspan="2">厚生年金保険</th> <th colspan="2">雇用保険</th> </tr> <tr> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <th>事業所整理 記号等</th> <th>区 分</th> <th>営業所の名称</th> <th>健康保険</th> <th>厚生年金保険</th> <th>雇用保険</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>元請契約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>下請契約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発注者の 監督員名</td> <td></td> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>監督員名</td> <td></td> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 場 代理人名</td> <td></td> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理(主任) 技術者名</td> <td>専 任 非専任</td> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格内容</td> <td></td> <td>資格内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担 当 工事内容</td> <td></td> <td>担 当 工事内容</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>外国人建設就労者の 従事の状況(有無)</td> <td>有 無</td> <td>外国人技能実習生の 従事の状況(有無)</td> <td>有 無</td> </tr> </table>	建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日		工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日	工事名称及び 工事内容				発注者及び 住 所				工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	契 約 営業所	区 分	名 称	住 所	元請契約			下請契約			健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	事業所整理 記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			元請契約							下請契約					発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法		監督員名		権限及び 意見申出方法		現 場 代理人名		権限及び 意見申出方法		監理(主任) 技術者名	専 任 非専任	資格内容		専 門 技術者名		専 門 技術者名			資格内容		資格内容		担 当 工事内容		担 当 工事内容	外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無	<p>NO.7 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱について 様式2号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">施 工 体 制 台 帳</p> <p>[会社名] _____ [事業所名] _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">建設業の許可</th> <th>許可業種</th> <th colspan="2">許可番号</th> <th>許可(更新)年月日</th> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般 第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般 第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>発注者及び 住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3">契 約 営業所</th> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> </tr> <tr> <td>元請契約</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下請契約</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3">健康保険等の 加入状況</th> <th rowspan="2">保険加入の有無</th> <th colspan="2">健康保険</th> <th colspan="2">厚生年金保険</th> <th colspan="2">雇用保険</th> </tr> <tr> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <th>事業所整理 記号等</th> <th>区 分</th> <th>営業所の名称</th> <th>健康保険</th> <th>厚生年金保険</th> <th>雇用保険</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>元請契約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>下請契約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>発注者の 監督員名</td> <td></td> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>監督員名</td> <td></td> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 場 代理人名</td> <td></td> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理(主任) 技術者名</td> <td>専 任 非専任</td> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格内容</td> <td></td> <td>資格内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担 当 工事内容</td> <td></td> <td>担 当 工事内容</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>外国人建設就労者の 従事の状況(有無)</td> <td>有 無</td> <td>外国人技能実習生の 従事の状況(有無)</td> <td>有 無</td> </tr> </table>	建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日		工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日	工事名称及び 工事内容				発注者及び 住 所				工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	契 約 営業所	区 分	名 称	住 所	元請契約			下請契約			健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	事業所整理 記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			元請契約							下請契約					発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法		監督員名		権限及び 意見申出方法		現 場 代理人名		権限及び 意見申出方法		監理(主任) 技術者名	専 任 非専任	資格内容		専 門 技術者名		専 門 技術者名			資格内容		資格内容		担 当 工事内容		担 当 工事内容	外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日																																																																																																																																																																																																							
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日																																																																																																																																																																																																							
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日																																																																																																																																																																																																							
工事名称及び 工事内容																																																																																																																																																																																																											
発注者及び 住 所																																																																																																																																																																																																											
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日																																																																																																																																																																																																								
契 約 営業所	区 分	名 称	住 所																																																																																																																																																																																																								
	元請契約																																																																																																																																																																																																										
	下請契約																																																																																																																																																																																																										
健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																																																																																					
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外																																																																																																																																																																																																						
	事業所整理 記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																																																																																					
		元請契約																																																																																																																																																																																																									
		下請契約																																																																																																																																																																																																									
発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法																																																																																																																																																																																																									
監督員名		権限及び 意見申出方法																																																																																																																																																																																																									
現 場 代理人名		権限及び 意見申出方法																																																																																																																																																																																																									
監理(主任) 技術者名	専 任 非専任	資格内容																																																																																																																																																																																																									
専 門 技術者名		専 門 技術者名																																																																																																																																																																																																									
	資格内容		資格内容																																																																																																																																																																																																								
	担 当 工事内容		担 当 工事内容																																																																																																																																																																																																								
外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無																																																																																																																																																																																																								
建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日																																																																																																																																																																																																							
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日																																																																																																																																																																																																							
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日																																																																																																																																																																																																							
工事名称及び 工事内容																																																																																																																																																																																																											
発注者及び 住 所																																																																																																																																																																																																											
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日																																																																																																																																																																																																								
契 約 営業所	区 分	名 称	住 所																																																																																																																																																																																																								
	元請契約																																																																																																																																																																																																										
	下請契約																																																																																																																																																																																																										
健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																																																																																					
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外																																																																																																																																																																																																						
	事業所整理 記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																																																																																					
		元請契約																																																																																																																																																																																																									
		下請契約																																																																																																																																																																																																									
発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法																																																																																																																																																																																																									
監督員名		権限及び 意見申出方法																																																																																																																																																																																																									
現 場 代理人名		権限及び 意見申出方法																																																																																																																																																																																																									
監理(主任) 技術者名	専 任 非専任	資格内容																																																																																																																																																																																																									
専 門 技術者名		専 門 技術者名																																																																																																																																																																																																									
	資格内容		資格内容																																																																																																																																																																																																								
	担 当 工事内容		担 当 工事内容																																																																																																																																																																																																								
外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無																																																																																																																																																																																																								



編	頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）
---	---	--------------	------------

提出書類	8	<p>NO.7-2 《一次下請負人に関する事項》</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">会社名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">代表者名</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">建設業の 許 可</td> <td style="width: 15%;">施工に必要な許可業種</td> <td style="width: 20%;">許 可 番 号</td> <td style="width: 55%;">許可（更新）年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">健康保険等の 加入状況</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">保険加入の 有無</td> <td style="width: 15%;">健康保険</td> <td style="width: 15%;">厚生年金保険</td> <td style="width: 15%;">雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理 記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">現 場 代理人名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">安全衛生 責任者名</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> <td>安全衛生 推進者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任 技術者名</td> <td>専 任 非専任</td> <td>雇用管理 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td></td> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資 格 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>担 当 工事内容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">外国人建設就労者の 従事状況(有無)</td> <td style="width: 25%;">有 無</td> <td style="width: 25%;">外国人技能実習生の 従事状況(有無)</td> <td style="width: 25%;">有 無</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発注者との請負契約書の写し</li> <li>2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し</li> <li>3 元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)(監理技術者を配置した場合)</li> <li>4 元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等)(主任技術者を配置した場合)</li> <li>5 元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)</li> <li>6 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面</li> </ol> </div>	会社名		代表者名		住 所				工事名称及び 工事内容				工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	現 場 代理人名		安全衛生 責任者名		権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名		主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名		資格内容		専 門 技術者名				資 格 内 容				担 当 工事内容		外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無	<p>NO.7-2 《一次下請負人に関する事項》</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">会社名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">代表者名</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">建設業の 許 可</td> <td style="width: 15%;">施工に必要な許可業種</td> <td style="width: 20%;">許 可 番 号</td> <td style="width: 55%;">許可（更新）年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">健康保険等の 加入状況</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">保険加入の 有無</td> <td style="width: 15%;">健康保険</td> <td style="width: 15%;">厚生年金保険</td> <td style="width: 15%;">雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理 記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">現 場 代理人名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">安全衛生 責任者名</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> <td>安全衛生 推進者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任 技術者名</td> <td>専 任 非専任</td> <td>雇用管理 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td></td> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資 格 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>担 当 工事内容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1号特定技能外国人 の従事状況(有無)</td> <td style="width: 25%;">有 無</td> <td style="width: 25%;">外国人技能実習生の 従事状況(有無)</td> <td style="width: 25%;">有 無</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発注者との請負契約書の写し</li> <li>2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し</li> <li>3 元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)(監理技術者を配置した場合)</li> <li>4 元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等)(主任技術者を配置した場合)</li> <li>5 元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)</li> <li>6 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面</li> </ol> </div>	会社名		代表者名		住 所				工事名称及び 工事内容				工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	現 場 代理人名		安全衛生 責任者名		権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名		主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名		資格内容		専 門 技術者名				資 格 内 容				担 当 工事内容		1号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
会社名		代表者名																																																																																																																																							
住 所																																																																																																																																									
工事名称及び 工事内容																																																																																																																																									
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日																																																																																																																																						
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日																																																																																																																																						
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																																																																																																						
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																																																																																																						
健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																					
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外																																																																																																																																					
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																				
現 場 代理人名		安全衛生 責任者名																																																																																																																																							
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名																																																																																																																																							
主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名																																																																																																																																							
資格内容		専 門 技術者名																																																																																																																																							
		資 格 内 容																																																																																																																																							
		担 当 工事内容																																																																																																																																							
外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無																																																																																																																																						
会社名		代表者名																																																																																																																																							
住 所																																																																																																																																									
工事名称及び 工事内容																																																																																																																																									
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日																																																																																																																																						
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日																																																																																																																																						
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																																																																																																						
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																																																																																																						
健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																					
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外																																																																																																																																					
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																				
現 場 代理人名		安全衛生 責任者名																																																																																																																																							
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名																																																																																																																																							
主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名																																																																																																																																							
資格内容		専 門 技術者名																																																																																																																																							
		資 格 内 容																																																																																																																																							
		担 当 工事内容																																																																																																																																							
1号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無																																																																																																																																						

編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）
---	---	------------------	----------------

提出書類	9	NO.8 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱について 様式3号		年 月 日
再 下 請 負 通 知 書				
【報告下請負業者】				
直近上位 注文者名		住 所		
元請名称		会社名		
		代表者名		
《自社に関する事項》				
工事名称及び 工事内容				
工 期	自 至	年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
監督員名		安全衛生 責任者名		
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名		
現 場 代理人名		雇用管理 責任者名		
権限及び 意見申出方法		専 門 技術者名		
主 任 技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容		
資 格 内 容		担 当 工事内容		
外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無	

提出書類	9	NO.8 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱について 様式3号		年 月 日
再 下 請 負 通 知 書				
【報告下請負業者】				
直近上位 注文者名		住 所		
元請名称		会社名		
		代表者名		
《自社に関する事項》				
工事名称及び 工事内容				
工 期	自 至	年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
監督員名		安全衛生 責任者名		
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名		
現 場 代理人名		雇用管理 責任者名		
権限及び 意見申出方法		専 門 技術者名		
主 任 技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容		
資 格 内 容		担 当 工事内容		
1号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無	

提出書類 10

NO.8-2

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住 所			
工事名称及び 工事内容			
工 期	自 至	年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現 場 代理人名		安全衛生 責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名	
主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名	
資格内容		専 門 技術者名	
		資 格 内 容	
		担 当 工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

※添付書類  
・ 再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し

NO.8-2

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住 所			
工事名称及び 工事内容			
工 期	自 至	年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現 場 代理人名		安全衛生 責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名	
主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名	
資格内容		専 門 技術者名	
		資 格 内 容	
		担 当 工事内容	

<u>1号特定技能外国人</u> の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
--------------------------------	-----	------------------------	-----

※添付書類  
・ 再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し

**編 頁**      **現行（平成 30 年 10 月）**      **改正（令和 2 年 4 月）**

提出書類 22 NO.19

様式1-1 再生資源利用計画書(実施書) -建設資材搬入工工事用-

-「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版-

1 / 2

**1. 工事概要**

発注機関名	発注担当者/チェック欄	加盟団体名	加入年月日	記入年月日	年	月	日
	TEL	株式会社名	TEL	代表者名			
	TEL	会社所在地	FAX	調査書記入者			

工事名	調査書記入者	TEL	調査書記入者	TEL	
工事施工場所	工事種別	工期(開始)	年	月	日
(地先等)		工期(終了)	年	月	日
工事概要等	施工条件の内容	調査期間	年	月	日

**2. 建設資材利用計画**

分類	小分類	規格	主な利用用途	建設資材(新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)		再生資源利用率(%)
				再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種別	再生資材の供給元施設	再生資材の供給元種別	
特定建設資材	コンクリート							
	コンクリート及び鉄筋から成る建設資材							
	木材							
	アスファルト混合物							
その他建設資材	土砂							
	砕石							
	塩化ビニル管・継手							
	石膏ボード							
その他の建設資材								

NO.19

様式1-1 再生資源利用計画書(実施書) -建設資材搬入工工事用-

-「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法」対応版-

**表面**

**1. 工事概要**

発注機関名	発注担当者/チェック欄	加盟団体名	加入年月日	記入年月日	年	月	日
	TEL	株式会社名	TEL	代表者名			
	TEL	会社所在地	FAX	調査書記入者			

工事名	調査書記入者	TEL	調査書記入者	TEL	
工事施工場所	工事種別	工期(開始)	年	月	日
(地先等)		工期(終了)	年	月	日
工事概要等	施工条件の内容	調査期間	年	月	日

**2. 建設資材利用計画(実施)**

分類	小分類	規格	主な利用用途	建設資材(新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)		再生資源利用率(%)
				再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種別	再生資材の供給元施設	再生資材の供給元種別	
特定建設資材	コンクリート							
	コンクリート及び鉄筋から成る建設資材							
	木材							
	アスファルト混合物							
その他建設資材	土砂							
	砕石							
	塩化ビニル管・継手							
	石膏ボード							
その他の建設資材								

23 NO.20

様式2-0 再生資源利用促進計画書(実施書) -建設副産物搬出工-

2 / 2

**2. 建設副産物搬出計画**

建設副産物の種類	①発生量(単位等)	現場内利用		②減量化	現場外搬出について		再生資源利用率(%)
		用途	③利用量		搬出先名称	④搬出先種別	
特定建設副産物							
コンクリート							
コンクリート及び鉄筋から成る建設副産物							
木材							
アスファルト混合物							
その他建設副産物							
建設汚泥							
金属くず							
塩化ビニル管・継手							
石膏ボード							
その他建設副産物							
建設発生土							
第一種建設発生土							
第二種建設発生土							
第三種建設発生土							
第四種建設発生土							
土							

NO.20

様式2-0 再生資源利用促進計画書(実施書) -建設副産物搬出工工事用-

**裏面**

**1. 工事概要** 表面(様式1)に必ずご記入下さい

**2. 建設副産物搬出計画(実施)**

建設副産物の種類	①発生量(単位等)	現場内利用		②減量化	現場外搬出について		再生資源利用率(%)
		用途	③利用量		搬出先名称	④搬出先種別	
特定建設副産物							
コンクリート							
コンクリート及び鉄筋から成る建設副産物							
木材							
アスファルト混合物							
その他建設副産物							
建設汚泥							
金属くず							
塩化ビニル管・継手							
石膏ボード							
その他建設副産物							
建設発生土							
第一種建設発生土							
第二種建設発生土							
第三種建設発生土							
第四種建設発生土							
土							



編	頁	現行（平成 30 年 10 月）	改正（令和 2 年 4 月）